

第 3 章

施策の方向と具体的な施策・事業

目 次

I 全てのこどもが持つ権利の保障

1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進	1
2 こどもの意見表明とその尊重	1

II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の応援

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の提供	
① 妊娠前からの出産に向けた支援	2
② 妊産婦等への保健医療施策の充実	2
③ 小児医療・乳幼児保健対策の充実	3
④ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援	3
2 幼児教育・保育の充実	4
3 こどもの生きる力の育成	
① 学力の向上	6
② 豊かな心の醸成	6
③ 人権意識の醸成	7
④ 健やかな体の育成	7
⑤ 食育の推進	8
⑥ 教育環境の整備・充実	8
4 こどもの成長を支える環境の整備	
① インターネット適正利用の推進	9
② 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備	10
③ 安心して外出できる環境づくり	11
④ 非行の防止と自立支援	12
5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援	
① 世界にはばたくこどもの応援	13
② 異文化理解力と外国語能力の向上	13
6 こどもの新たなチャレンジの応援	
① 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援	14
② 次世代のリーダーとなるこどもの応援	14
③ 次世代の競技者や芸術家の支援	14
④ 様々な分野で担い手となるこどもの応援	15
7 若者の社会的自立を支える取組の推進	
① キャリア教育の推進	16
② 若者の就労支援の充実	16
③ 高等教育の就学支援、高等教育の充実	17
④ 進路等相談体制の充実	17

8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

① 遊びや体験活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	18
② 社会参画の推進	・ ・ ・ ・ ・	19
③ こどもの可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消	・ ・ ・ ・ ・	19

9 居場所づくりの推進

① 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり	・ ・ ・ ・ ・	20
② 様々なニーズや特性をもつこどもの居場所づくり	・ ・ ・ ・ ・	20

Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

1 児童虐待の防止

① 児童相談所の相談体制の強化	・ ・ ・ ・ ・	21
② 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進	・ ・ ・ ・ ・	21
③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施	・ ・ ・ ・ ・	22

2 社会的養護の充実

① こどもの権利擁護の強化	・ ・ ・ ・ ・	23
② 家庭と同様の環境における養育の推進	・ ・ ・ ・ ・	23
③ こどもの自立支援の推進	・ ・ ・ ・ ・	24

3 貧困の状況にあるこどもへの支援

① こどもの教育に関する支援	・ ・ ・ ・ ・	25
② こどもの生活の安定のための支援	・ ・ ・ ・ ・	25
③ 保護者の就労支援	・ ・ ・ ・ ・	25
④ 経済的支援	・ ・ ・ ・ ・	25

4 ひとり親家庭への支援

① 生活と子育ての支援	・ ・ ・ ・ ・	26
② 就業支援	・ ・ ・ ・ ・	26
③ 養育費の確保支援	・ ・ ・ ・ ・	26
④ 経済的支援	・ ・ ・ ・ ・	26

5 障がいのあるこどもへの支援

① 障がいのあるこどもの育成	・ ・ ・ ・ ・	27
② 特別支援教育推進体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	28

6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

① いじめの防止	・ ・ ・ ・ ・	29
② 不登校等に対する取組の推進	・ ・ ・ ・ ・	29
③ ひきこもりに対する取組の推進	・ ・ ・ ・ ・	29
④ 自殺対策	・ ・ ・ ・ ・	29

7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援

① ヤングケアラーへの支援	・ ・ ・ ・ ・	30
② 性的マイノリティのこどもへの支援	・ ・ ・ ・ ・	30
③ 外国人のこども等への支援	・ ・ ・ ・ ・	30

IV 結婚・子育ての夢や希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援

1 次代の親の育成	・ ・ ・ ・ ・	31
2 若い世代の生活の基盤の安定への支援		
① きめ細かな就職支援	・ ・ ・ ・ ・	31
② 所得向上に向けた支援	・ ・ ・ ・ ・	31
3 出会い・結婚応援の推進	・ ・ ・ ・ ・	32
4 子育て世帯の経済的負担の軽減		
① 全ての子育て家庭への経済的支援	・ ・ ・ ・ ・	32
② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援	・ ・ ・ ・ ・	33
5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり		
① 働きながら子育てできる環境づくり	・ ・ ・ ・ ・	34
② 働き方改革の推進	・ ・ ・ ・ ・	34
③ 職場・家庭における男女共同参画の推進	・ ・ ・ ・ ・	34
6 地域、家庭で子どもを育む環境づくり		
① 地域全体で子どもを育てる取組の促進	・ ・ ・ ・ ・	35
② 家庭教育支援の充実	・ ・ ・ ・ ・	36
③ 子育てしやすい住環境づくり	・ ・ ・ ・ ・	36

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
I 全てのこどもが持つ権利の保障				
1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進				
こどもまんなか社会づくりの推進		◎	こども未来課	こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させる仕組みを作るとともに、こどもまんなか・子育て応援に関する啓発により県民や事業者の理解・取組を促進し、こどもまんなか社会の推進を図ります。 ○幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見聴取を実施します。 ○「福岡県こどもまんなかポータルサイト」により、こどもの権利の啓発や、こどもや保護者等の意見募集、県民等の「こどもまんなか」の取組紹介等を実施します。
児童の権利に関する条約啓発事業		◎	こども未来課	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、市町村と連携し、広報媒体を活用した啓発、県民向け出前講座の実施、ポータルサイトを通じた学習コンテンツの提供や市町村の権利救済の取組等の周知を行います。
教育の場におけるこどもの権利に関する理解促進		◎	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	こどもの権利に関する理解促進を図るため、学習指導要領及び生徒指導提要に基づいた教育活動を推進します。
2 こどもの意見表明とその尊重				
こどもまんなか社会づくりの推進	●		こども未来課	こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させる仕組みを作るとともに、こどもまんなか・子育て応援に関する啓発により県民や事業者の理解・取組を促進し、こどもまんなか社会の推進を図ります。 ○幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見聴取を実施します。 ○「福岡県こどもまんなかポータルサイト」により、こどもの権利の啓発や、こどもや保護者等の意見募集、県民等の「こどもまんなか」の取組紹介等を実施します。
一時保護所や施設等におけるこどもの権利擁護	●		こども福祉課	一時保護児童や児童養護施設等に入所するこどもに対し、「こどもの権利ノート」の配布などにより、こどもの権利の意義や意見表明の手段について啓発を行い、こどもたちが意見を表明しやすい環境を提供します。
こども意見表明支援センターの運営	●		こども福祉課	施設入所等のこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、意見の形成・表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進を図ります。
こどもの権利擁護機関の設置	●		こども福祉課	児童相談所や児童養護施設等がこどもの権利を守っていないと考えられる場合や、こどもの意向が児童相談所の対応と一致しない場合に、こどもが自ら申し立てを行い、その申し立てに関し、調査・審議を行う機関を設置し、児童相談所や施設等において適切な対応が図られる体制を整備します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の応援				
1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の提供				
① 妊娠前からの出産に向けた支援				
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発		◎	子育て支援課	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発普及に努めます。
不妊・不育に悩む人への支援		◎	子育て支援課	先進医療費、不育症検査・治療費の一部助成により、不妊・不育治療費の負担軽減を図ります。各保健福祉（環境）事務所での相談対応と流産・死産を経験した方の支援を行います。
性と健康の相談センター事業		◎	子育て支援課	各保健福祉（環境）事務所の専用電話で思春期～更年期の各ライフステージに応じた相談対応を行い、必要に応じて専門医相談に繋ぎます。
若年者への性知識啓発		◎	子育て支援課	望まない妊娠や人工妊娠中絶の減少を図るため、県のSNSアカウントを活用し正しい性知識を普及啓発するとともに、相談希望者を「SOS電話相談」へ案内します。
プレコンセプションケアの推進		◎	子育て支援課	「福岡県プレコンセプションセンター」を設置し、思春期からの人々を対象に性と健康に関する正しい知識の発信や相談対応を行います。
② 妊産婦等への保健医療施策の充実				
周産期医療体制の充実		◎	医療指導課	○周産期医療協議会の設置：周産期医療協議会を設置し、周産期医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の周産期医療体制の整備について総合的に協議します。○周産期医療体制の整備：高度な周産期医療を担う周産期母子医療センターの運営を支援するため、運営費等の助成を行います。また、産科・新生児科医師確保対策として、分娩手当・新生児手当などを支給している病院等に対して助成を行います。福岡地域の周産期母子医療センター及び協力病院で、受入可否情報の共有化を行うとともに、母体搬送調整を行う「母体搬送コーディネーター」を設置し、円滑な搬送体制の確保を図ります。○周産期医療関係者への研修：医療従事者に対し、周産期医療に必要な専門知識・技術向上を目指した研修を行います。○院内助産所・助産師外来の設置促進：新たに「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする病院・診療所に対して、施設・設備整備費への財政的支援を行います。
ハイリスク妊産婦等への支援		◎	子育て支援課	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、市町村・医療機関等と連携した養育支援により、児童虐待の未然防止に努めます。
母子保健従事者の専門性の向上		◎	子育て支援課	市町村の求めに応じた広域的、専門的支援を行うことにより、母子保健従事者の質の向上を図ります。
妊娠・出産への理解と配慮の啓発		◎	子育て支援課	妊娠の早期届出や妊娠健康診査の重要性について啓発するとともに、妊産婦に対する理解と配慮を促すことを目的とした市町村の啓発活動の取組を推進します。
SOS電話相談～妊娠・赤ちゃん・子育て・思春期		◎	子育て支援課	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。
産後ケア事業の利用促進		◎	子育て支援課	市町村が実施する産後ケア事業の利用料減免に要する経費や市町村の運営費の一部を補助することで、利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。
乳児家庭全戸訪問事業		◎	子育て支援課	すべての乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、要支援家庭に対するサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組に対して、事業費の3分の1を補助します。
こども家庭センターの機能強化		◎	子育て支援課	市町村が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」を早期に設置し、円滑に運営できるよう、先進事例紹介や研修等を実施するとともに、開設準備や運営に係る経費を補助します。
妊娠期からのケアサポート事業		◎	子育て支援課	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。必要に応じ市町村や医療機関と連携し支援体制の充実を図ります。
特定妊婦等への生活、育児支援	●		こども福祉課	特定妊婦等に対し、児童福祉施設への入所などにより、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行います。
妊娠・出産包括支援事業		◎	子育て支援課	「妊娠出産包括支援体制整備検討会」の設置や、専門研修実施等により市町村が実施する妊娠出産包括支援事業の実施体制整備を支援します。
出産・子育て応援交付金事業		◎	子育て支援課	妊婦や子育て家庭に寄り添い、面接や情報発信により必要な支援につなぐ伴走型相談支援や、出産・育児用品の購入費助成のための経費的支援を行う市町村に対して、事業費の一部補助します。（R4年度開始事業）

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
③ 小児医療・乳幼児保健対策の充実				
小児医療体制の充実		◎	医療指導課	○小児医療協議会の設置：小児医療協議会を設置し、小児医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の小児医療体制の整備について総合的に協議します。○小児医療体制の整備：小児の救急医療体制の整備を図るため、小児救命救急センターや小児高度専門医療を担う医療機関へ、設備整備費、運営費を助成します。○小児医療に関する情報提供及び相談体制の充実：・「ふくおか医療情報ネット」を通じて、救急医療情報や医療機関情報を広く県民に提供しています。・「小児救急医療ガイドブック」の配付により適正な受診を啓発し、小児救急医療の機能確保を図ります。・こどもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関する相談を、経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医が助言を行う夜間の電話相談（小児救急医療電話相談事業）の実施により、小児を持つ保護者の不安軽減及び小児科医の負担軽減を図ります。
子ども医療費支給制度		◎	こども未来課	こどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
未熟児等ハイリスク児の養育支援		◎	子育て支援課	養育医療が必要な未熟児に対し医療給付を行う市町村に対して、医療費の4分の1を負担します。医療機関及び市町村と連携し、市町村が行う未熟児等育児支援の技術的支援を行います。
乳幼児の健康支援		◎	子育て支援課	新生児への先天性代謝異常等のスクリーニング検査実施により、早期治療等に繋がります。発達に問題がある等の児童に対し保健福祉（環境）事務所発達診査等を行います。
新生児聴覚検査の体制整備		●	子育て支援課	「福岡県乳幼児聴覚支援センター」および「新生児聴覚検査体制整備検討会議」を設置し、先天性聴覚障害の早期発見・早期療育体制整備を図ります。
定期の予防接種への支援		◎	がん感染症疾病対策課	予防接種の実施主体である市町村に対して、予防接種に関する知識の普及及び技術的支援を行います。また、予防接種の実施にあたり、安心して予防接種が受けられる体制を整備することによって、予防接種率の向上と予防接種による健康被害の発生防止に努めます。
子育てに関する知識の普及啓発		●	子育て支援課	こどもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健診等で保護者に配布。家庭での育児や保健師の育児支援に活用してもらいます。
乳幼児発達診査事業		◎	子育て支援課	心身の発達に問題がある児童又はそのおそれのある児童に対し、市町村との連携のもと、保健福祉（環境）事務所において、発達診査・発達訓練指導を実施します。
小児救急医療電話相談事業		◎	医療指導課	子どもの急な病気やケガ等について保護者の不安解消を図るため、平日夜間・休日における電話相談を行います。
小児在宅医療の推進		◎	高齢者地域包括ケア推進課	N I C U（新生児集中治療管理室）で長期の療養を要した小児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービスを適切に受け、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制構築に努めます。○医療的ケア児等の円滑な在宅療養への移行支援：小児等地域療育支援病院に対し、運営費等の費用を助成します。医療的ケア児の入院中から家族等に対し、在宅療養に向けた医療的ケア等について訓練を行うとともに、在宅療養への移行後に、病状が悪化した際の受入れ・診療を行うことにより、医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行を支援します。在宅療養児一時受入支援事業を実施する医療機関に対し、病床確保等の費用を助成します。在宅で医療的ケア児の介護を行う家族の休養等のため、医療機関で医療的ケア児を一時的に預かり、家族の負担軽減を図ります。
④ 慢性疾患・難病を抱えるこどもへの支援				
小児・AYA世代のがん患者等への妊孕性温存治療の支援		◎	がん感染症疾病対策課	将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん等の治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費と温存後の生殖補助医療に係る費用の一部を助成します。
小児慢性特定疾病対策の推進		◎	がん感染症疾病対策課	小児慢性特定疾病に罹患している患児に係る医療費の自己負担分（一部または全部）を助成します。
小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援		◎	がん感染症疾病対策課	小児・AYA世代のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅介護サービスに係る利用料の助成を行う市町村に対して経費を補助します。
小児慢性特定疾病児童等レスパイトへの支援		◎	がん感染症疾病対策課	在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受入体制を整備するとともに、受入れに必要な費用を負担します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
2 幼児教育・保育の充実				
一時預かり 幼稚園の預かり保育		◎	子育て支援課、 私学振興課	認定こども園、幼稚園、保育所等で乳幼児を一時的に預かる一時預かり事業、幼稚園の行う預かり保育事業に関する取組を推進します。
幼児教育・保育に関する情報提供		◎	子育て支援課	幼児教育・保育サービスに関する施設の情報について、情報収集や検索が容易にできるよう県のホームページに掲載し、情報提供の充実に努めます。
幼児教育・保育への多様な主体の参入促進		◎	子育て支援課	新規参入事業者に対する相談、助言等の巡回支援を行うこと等により、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。
保育所・認定こども園		◎	子育て支援課	保育所の認可、指導監督を行います。また、就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援します。 質の高い幼児教育の提供及び保護者の経済的負担の軽減のため、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。
幼稚園		◎	私学振興課	県内私立幼稚園の認可、指導監督を行います。 質の高い幼児教育の提供が行われるよう、私学助成又は子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。
延長保育		◎	子育て支援課	就労形態の多様化に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。
病児保育		◎	子育て支援課	保育士確保、施設の整備及び備品購入の支援、広域化の促進等により、子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等で児童を一時的に保育する病児保育の促進に努めます。
休日保育・夜間保育		◎	子育て支援課	保護者の就労形態の多様化に伴う休日、夜間の保育需要に対応するため、市町村が実施する休日保育や夜間保育を支援します。
障がい児保育等受入体制支援		◎	子育て支援課	障がい児等の保育所における円滑な受入れをすすめるため、障がい児保育等に係る標準モデルや事例を示すとともに、障がい児保育に係る専門研修を実施するなど、受入体制の構築に係る支援を実施します。
届出保育施設		◎	子育て支援課	知事等の認可を受けていない保育を目的とする施設における入所児童の安全確保を図るため、定期的に施設の立入調査を行い、改善が必要な施設の指導等を行います。 市町村が行う届出保育施設に勤務する保育従事者や利用児童の健康診断への助成を支援することにより、感染症の予防など利用児童の安全・衛生確保に努めます。 また、指導監督基準の要件を満たしている施設は、基準適合届出保育施設として証明書を交付します。
保育人材の確保		◎	子育て支援課	保育士・保育所支援センターにおける就業マッチング支援や相談窓口の設置、保育士養成施設の学生に対する修学資金の貸付、保育士・保育所の魅力発信等により保育人材の確保を図ります。
保育士等キャリアアップ研修		◎	子育て支援課	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善加算の要件となる研修を実施します。
幼児教育・保育従事者に対する研修		◎	子育て支援課、 私学振興課、 義務教育課	幼稚園、認定こども園、保育所等の職員に対する研修を実施し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
苦情解決体制の整備		◎	子育て支援課	保育所に対し、苦情解決の責任者や担当者を設置し、利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置して苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導します。 保育所内での解決が困難な問題については、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会において対処します。
第三者評価事業の推進		◎	子育て支援課	保育所のサービス内容を第三者機関が客観的に評価する制度を推進し、利用者が保育所を選ぶ際の判断に役立てるとともに、保育所が評価されることによるサービスの質の向上に努めます。
待機児童の解消		◎	子育て支援課	市町村との協議会における待機児童の発生要因に応じた対策の検討、保育士不足の保育所等に対する人材確保の助言等の取組により、待機児童の解消を図ります。
保育士配置改善に係る支援		◎	子育て支援課	配置基準の改善に伴う保育士確保を支援するため、短時間勤務保育士の雇用に応じた助成を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。
幼児教育・保育利用に要する保護者負担の軽減		◎	子育て支援課、 私学振興課	保護者の世帯所得の現状を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の実費について、その費用の一部を助成します。
幼児教育・保育の無償化の実施		◎	子育て支援課、 私学振興課、 義務教育課	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
保育所等の園外活動時の安全確保	●		私学振興課、子育て支援課、障がい福祉課、道路維持課	市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面の対策を具体化し、ガードレールの設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。
保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進	●		子育て支援課、こども未来課	市町村におけるひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。
在留外国人の子どもの保育に関する対応	●		子育て支援課	保育所等の利用を希望する在留外国人家庭を支援するため、市町村による通訳配置や多言語音声翻訳システムの導入等、多言語対応のための体制の整備を図ります。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
無償化給付事業		◎	私学振興課	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料及び預かり保育の利用料について、市町村が利用者に給付する費用のうち、1/4を県が負担します。 また、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得者等世帯に対し、副食費の実費徴収に係る費用のうち、1/3を県が負担します。
教育・保育給付費		◎	子育て支援課	乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。
保育補助者等の配置支援		◎	子育て支援課	保育に係る周辺業務や保育士の補助を行う保育補助者等のを保育所等に配置にする費用を助成することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。
届出保育施設における健康診断（児童）の支援		◎	子育て支援課	市町村が実施する児童の健康診断費用に対して助成します。
私立学校経常費補助(預かり保育推進事業)		◎	私学振興課	子育て支援に関する取組を促進するため、預かり保育事業を実施する幼稚園（学校法人）に対して、その事業に係る経費を補助します。
保育所等の整備促進		◎	子育て支援課	国の安心こども基金による福岡県子育て応援基金を活用して保育所の創設や増改築などを行い、待機児童の解消や保育環境の整備を図ります。
医療的ケア児保育受入体制支援		◎	子育て支援課	看護師等を配置する経費に対する助成や、医療的ケア児の保育に係る研修を実施することにより、医療的ケア児の保育受入体制構築のための支援を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
3 こどもの生きる力の育成				
① 学力の向上				
ふくおか学力アップ推進事業		◎	義務教育課、特別支援教育課	県内の児童生徒の学力向上を図るため、学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析し、学力向上に有効な施策を提供することで、市町村教育委員会の学力向上に向けた主体的な取組の充実に資します。
I C Tを活用した教育推進事業		◎	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	これまでの教育実践とI C Tを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、I C Tを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実にに向けた取組や普及啓発を行います。
学習サポート事業		◎	青少年政策課	福岡県立大学において、学生に筑豊地域の市町村等が行う補充学習を紹介し、小学生・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。
② 豊かな心の醸成				
子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実		◎	社会教育課	子どもの文化活動の発表の場や芸術文化を鑑賞する機会を提供し、子ども文化活動の充実を図ります。
福岡県子ども読書推進計画		◎	社会教育課	4つの基本方針に沿って、子どものそれぞれの発達段階に応じた読書習慣の形成、定着、確立を図ります。 ①家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進②施設・設備等の環境の整備・充実③図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化④子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及
読書好きを育む環境づくり応援事業		◎	社会教育課	乳幼児から中学生までを対象とした発達段階に応じた読書活動の取組や保護者への啓発、読書活動の気運を高める特色ある取組の支援を通して、「読書が好きな子ども」が育まれる環境づくりを推進します。
少年健全育成活動		◎	少年課	柔道・剣道研修を通じて、仲間との連帯意識や規範意識を醸成するとともに、目標を持った「志」のある少年の育成を図ります。
社会人講師の積極的な活用		◎	高校教育課	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します。
文化芸術の鑑賞・体験機会の提供		◎	文化振興課	様々な文化芸術や伝統芸能等を鑑賞・体験する機会を子どもたちに提供するため、小・中・特別支援学校や小児医療施設、児童養護施設へ芸術家等を派遣する「学校等芸術家派遣事業」及び主に小・中学生を対象とした文化芸術鑑賞事業や体験型事業を実施する団体に助成を行う「子ども文化芸術鑑賞・体験助成事業」を行います。
自立と協働を学ぶ体験活動推進事業	●		高校教育課	県立中学校・中等教育学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志をもって学校生活を送ることができる生徒を育成します。
スクール・ミュージアム事業（アートコース）		◎	社会教育課	県内の公立学校を対象に、福岡県立美術館において、様々な学習・鑑賞プログラムを実施します。
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進		◎	社会教育課	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座等を実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進		◎	社会教育課	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムを拡充します。
命の大切さを学ぶ教室		◎	被害者支援・相談課	中学生・高校生等の時代を担う若者を対象に、犯罪被害者遺族による講演や犯罪被害者等の手記の朗読を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成や規範意識の向上を図ります。
がん教育の推進		◎	体育スポーツ健康課	学校におけるがん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さについて理解を深めます。
環境教育副読本の作成		◎	環境政策課	小学校高学年を対象とした環境教育副読本を作成、配布します。
県立社会教育施設の機能充実		◎	社会教育課	県民のニーズを踏まえた学習プログラムを開発するとともに、それぞれの施設の特徴や魅力を生かした運営・サービスの充実を図ります。
芸術文化活動の振興		◎	社会教育課	高等学校芸術・文化連盟、中学校文化連盟を支援し、学校における芸術文化活動の活性化を図ります。
青少年育成県民運動の推進		◎	青少年育成課	青少年健全育成の県民運動の展開を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的として事業を実施している福岡県青少年育成県民会議に対する助成を行い、青少年問題について国や県の施策に呼応して総合的な県民運動を展開し、民間サイドでの青少年の健全育成を行います。
青少年団体活動の強化推進		◎	青少年育成課	青少年団体相互の連絡提携を図るとともに、青少年の健全育成に寄与する目的で青年リーダーやジュニアリーダー養成事業を実施している福岡県青少年団体連絡協議会に対する助成を行い、地域における団体の連携強化を図ります。
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習・探究の時間等の教育活動の充実		◎	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	小・中学校においては、道徳教育推進の核となる指導者を養成するとともに、「道徳教育実践ハンドブックvol.2」等の活用を促進します。 県立高等学校においては、道徳教育推進教師を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行います。
電子書籍の整備		◎	社会教育課	県立図書館の電子書籍を含むデジタル資料の充実を図ります。
どこでもケンビ（バーチャル美術館・edukenbi（えでゅけんび））の公開		◎	社会教育課	県立美術館の所蔵作品を鑑賞でき、子どもたちの学習に役立つサイトを公開します。
文化交流展（平常展）の観覧料無料化	●		文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	これからを担う青少年に、日本とアジア諸地域との文化交流の歴史を楽しく学ぶ機会を提供するため、高校生以下または18歳未満の観覧料を無料としています。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
③ 人権意識の醸成				
スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動		◎	人権・同和対策局調整課	県とプロバスケットボールチームが連携・協力して「人権・スポーツ教室」を開催し、その中でプロバスケットボール選手による人権啓発の講話を実施します。
少年期の人権啓発の推進 (福岡県人権・同和問題啓発事業費補助金)		◎	人権・同和対策局調整課	少年期における人権意識の高揚を図るため、異年齢の子ども同士の人権学習活動・体験学習活動等人権啓発を推進する事業を対象に、実施市町村に事業費を補助します。
スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動 (地域人権啓発活動活性化事業)		◎	人権・同和対策局調整課	県とプロバスケットボールチームが連携・協力して「人権・スポーツ教室」を開催し、その中でプロバスケットボール選手による人権啓発の講話を実施します。
大学等と連携した「若者人権講座」の実施 (地域人権啓発活動活性化事業)		◎	人権・同和対策局調整課	若年層の人権意識の高揚を図るため、大学、専門学校生を対象とした人権講座を開催します。
福岡県人権啓発情報センター事業		◎	人権・同和対策局調整課	県民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会を確立するため、人権啓発のより一層の充実や、県民一人ひとりがあらゆる機会を通して人権学習ができるよう、展示事業や人権問題に関する研究、啓発活動に必要な各種の資料・情報の収集及び提供等を行います。
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座		◎	人権・同和教育課	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。
人権教育コーディネーター養成講座		◎	人権・同和教育課	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県人権教育の充実を図ります。
人権が大切にされた社会をめざす生徒のリーダーシップ育成事業		◎	人権・同和教育課	県内市町村立中学校または県立学校に在籍する生徒及び教員を対象に、ワークショップや意見交流・発表などで構成する合宿型研修を実施し、人権問題の解決に向けた生徒の人権リーダーシップの育成及び主体的学びを促す教員の指導力向上を図ります。
④ 健やかな体の育成				
歯の健康づくり事業		◎	健康増進課	「福岡県歯科口腔保健啓発週間」等におけるイベントや講演会等を通じて、食習慣や歯磨き方法、フッ化物の利用など、むし歯予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
市町村歯科保健事業実施状況調査		◎	健康増進課	市町村における乳幼児の歯科健康診査、健康教育等の実施状況の情報を収集するとともに、情報の共有を図ることで効果的な取組みの促進を図ります。
母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保		◎	健康増進課	保育所等の特定給食施設で栄養管理に従事する職員や市町村の保健師、栄養士等の質の向上に係る研修等を開催するとともに、特定給食施設の栄養士、管理栄養士、市町村における保健師、栄養士等の配置促進を図ります。
性感染症に関する啓発、相談		◎	がん感染症疾病対策課	県の保健所において、エイズ・性感染症の感染予防及びまん延防止のため、地域住民に対し、正しい知識の普及啓発を行います。また、地域住民がエイズ等の性感染症に関する相談や検査を安心して受けることができる体制の整備として、相談窓口を設置し、無料・匿名でHIV・梅毒・クラミジア・淋菌検査を実施することで感染の早期発見と二次感染を予防します。
たばこ知らずの未成年者育成		◎	健康増進課	学校保健と連携して、喫煙防止教育を早期から行います。併せて、保護者や教師、地域の理解と協力のもとに、未成年者に喫煙させない(防煙)、飲酒させない環境づくりを推進します。
学童期フッ化物洗口導入促進事業		◎	健康増進課	学童期におけるむし歯予防を推進するため、フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行い、小学校におけるフッ化物洗口の普及を図ります。
子どもの体力向上に係る取組の充実		◎	体育スポーツ健康課	発達段階に応じた児童生徒の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。
部活動指導員配置事業		◎	体育スポーツ健康課	学校部活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置し、学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。
特定給食施設指導		◎	健康増進課	保育所等の特定給食施設の指導を行い、子どもの健康づくりを充実させます。
福岡県体力向上総合推進事業		◎	体育スポーツ健康課	小・中・高等学校・特別支援学校等において、スポコン広場の実施や部活動指導員の配置等、総合的に体力向上に関する事業を実施・充実させることで、本県の子どもの体力向上を図ります。
ワンヘルス推進事業		◎	ワンヘルス総合推進課	イベントの開催による県民への普及啓発を行うことでワンヘルスの理念の浸透を図り、ワンヘルスの取組を推進します。
ワンヘルス推進強化事業		◎	ワンヘルス総合推進課	ワンヘルスの理念に則った県民の行動及び活動を促進します。 また、県民が身近にワンヘルスを学び、体験できるよう市町村を支援します。
生物多様性に関するワンヘルス教育推進事業		◎	自然環境課	ワンヘルスの取組の一つである「生物多様性の保全」をテーマに、屋外ワンヘルス体験学習・研究ゾーン(仮称)を活用したワンヘルス教育プログラムを策定し、小学生に自然とのふれあいの中で生物多様性に関する理解の促進を図ります。
ワンヘルス普及拡大推進費		◎	畜産課	県民に対し、安全安心な畜産物を通じて広くワンヘルス概念の普及啓発活動を実施します。
ワンヘルス教育推進事業		◎	私学振興課	ワンヘルスの理念と実践に対する意識醸成を図るセミナーを開催するとともに、学校の特色にあったワンヘルス教育について助言する専門家派遣を行います。
ワンヘルス教育総合推進事業		◎	体育スポーツ健康課、高校教育課、義務教育課、社会教育課	児童・生徒が生涯にわたって健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、義務教育段階から高等学校段階まで系統性のある「ワンヘルス教育」の推進を図ります。
薬物乱用防止教育		◎	業務課	学校、地域等で実施される薬物乱用防止講習会に外部講師を派遣します。また、外部講師(薬物乱用防止講習会講師団講師)に対して、研修会を実施し、資質向上に努めます。
健康教育の推進		◎	体育スポーツ健康課	県立高等学校の生徒等の性や心の健康に関する正しい知識の普及と不安や悩みの解消のため、専門家による講演や相談、及び健康教育の推進及び教員の指導力向上のための研修を実施します。
武道教育等の充実化		◎	体育スポーツ健康課	中学校の保健体育科教員を対象に、安全に配慮した武道等授業の進め方や生徒の実態に応じた段階的な指導方法の習得等、武道等学習の指導体制等の充実を図ります。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
⑤ 食育の推進				
食育・地産地消県民運動		◎	食の安全・地産地消課	農林水産団体、教育機関等の関係機関等と連携し、学校給食への県産農林水産物の利用促進や、小中学生等を対象とした食育出前講座の実施などにより、食育と地産地消を一体的に推進します。
食育活動の支援		◎	健康増進課	県内地域の食生活改善実践活動の推進を図るため、食生活改善推進連絡協議会に対して助言や指導を行うとともに、食生活改善推進員のリーダー等に対して「食と健康教室」などの研修を実施します。
学校における食育		◎	体育スポーツ健康課	栄養教諭を中心とした食に関する指導の推進校事業、福岡県学校給食研究指定委嘱事業、「ふくおか弁当の日」の推進等、学校における食育の推進を図ります。
家庭と連携した食育		◎	体育スポーツ健康課	関係団体と連携したPTA学校給食教室や学校給食フェアの実施、朝食を食べる習慣の定着を促す取り組み等、家庭と連携した食育の推進を図ります。
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大		◎	体育スポーツ健康課	子どもが弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組みます。
食に関する指導体制整備の推進		◎	体育スポーツ健康課	栄養教諭等を対象に、食に関する指導の充実に向けた研修会等を実施し、栄養教諭等の資質向上を図ります。また、学校給食の充実を図るため、給食調理員を対象にした学校給食料理コンクールを実施します。
学校保健・食育指導事業		◎	体育スポーツ健康課	教員を対象に、学校保健・安全・給食に関する研修会を開催し、教員の資質向上を図ります。
⑥ 教育環境の整備・充実				
教員の資質向上		◎	教職員課、 高校教育課、 義務教育課、 特別支援教育課	優秀な教員を採用するため、採用試験の工夫改善を図ります。若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのニーズに対応した基本研修、今日的教育課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修を実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。
学校施設の整備		◎	施設課	「福岡県立学校施設長寿命計画（個別施設計画）」に基づき、計画的な老朽対策を実施します。
学校空調の管理		◎	施設課、財務課	学校空調について、適切な維持管理を行うことで生徒の安全確保や、教育活動の円滑な実施を図ります。
I C T 環境整備事業		◎	施設課	普通教室等への高速大容量通信ネットワークの整備や児童生徒一人一人に端末を配備することなどにより、県立学校の I C T 環境の充実を図るとともに、義務教育段階の公立学校における1人1台端末の着実な更新を実施します。
スクールカウンセラー活用事業		◎	義務教育課	学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図ります。
私立学校経常費補助(生徒指導の充実)		◎	私学振興課	私立学校等において、臨床心理士等、専ら生徒のカウンセリングや福祉の支援を担当する教職員を配置する取組を促進します。
次代の人材育成に向けた高校教育DX推進事業		◎	高校教育課	1人1台端末を活用した多彩な教育資源の共有による、学校の枠を越えた学習活動の実施、データ分析による生徒の学びの充実及び教員の指導改善、学校の I C T 活用を推進する支援体制などにより県内どこにいても生徒が学びを深める環境の充実を図ります。
県立学校整備事業		◎	施設課	老朽校舎等の改築や長寿命化改修、グラウンド造成等により学校施設の整備・充実を図ります。
教職員の働き方改革の推進		◎	教職員課 高校教育課 施設課 体育スポーツ健康課	教職員の働き方改革取組指針に基づき、校務を情報化することによる業務の効率化や適正化等、教職員の働き方改革を進めます。生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに教員間の情報共有のための学校用グループウェア及び保護者等への連絡のためのメール連絡網を普及・推進し、学校の業務改善に取り組みます。情報通信技術支援員を配置し、I C T の活用を推進するとともに I C T 機器の増加に伴う教員の業務負担の軽減を図ります。より専門的な技術指導を行う体制の整備及び教職員の負担軽減のため、中・高等学校及び特別支援学校等の部活動に部活動指導員を配置するほか、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を実施します。
高等学校情報提供事業		◎	高校教育課	多様な教育ニーズに応じるため、県立高等学校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立学校の情報発信能力の向上を図ります。
専門学科及び特色ある学科・コースの充実		◎	高校教育課	地域や学校・生徒の実態等に応じて、専門学科及び特色ある学科・コースの改善・充実を図ります。
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善		◎	高校教育課	受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施します。
中学校・高等学校の連携促進		◎	高校教育課	中・高連絡会において、進路指導や生徒指導に関する情報共有の促進を図ります。
教員の資質・能力や学校（幼稚園）の組織力の向上		◎	私学振興課	私立幼稚園教職員を対象として専門性の高い教育研修、人権研修について支援し、教育内容の向上と教育環境の充実を図ります。
県立学校 I C T 環境整備事業		◎	施設課	児童生徒の1人1台端末や大型提示装置等の I C T 機器を安心して活用できる教育の環境を整備します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
4 こどもの成長を支える環境の整備				
① インターネット適正利用の推進				
福岡県青少年の安心・安全なインターネット利用推進連絡会議		◎	青少年育成課	ネット問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政（知事部局、教育庁、警察）など関係機関・団体からなる連絡会議を設置し、有効な施策の検討や課題の共有等を行います。
生徒自身がインターネットの適正利用を考えるワークショップの開催		◎	青少年育成課	中学生と高校生が共にインターネットに関する問題点や利用の仕方について議論し、発表するワークショップを開催します。
ネット依存防止・非行防止をテーマとした学習会への講師紹介		◎	青少年育成課	地域やPTAなどが、ネット依存防止や非行防止に係る学習会（講演会、研修等）を実施する場合に、主催者の依頼内容に応じて講師を紹介します。
インターネット適正利用に向けた啓発		◎	高校教育課	SNS等による誹謗中傷や著作権の侵害等に対する規範意識の向上を図ります。
情報端末使用に関する指導の充実		◎	高校教育課	スマートフォン等の情報端末は利便性と危険性を併せ持つことを周知し、学校と家庭が連携し、使用の際に守るべきルールやマナーについての指導の充実を図ります。
情報モラル教育の充実		◎	義務教育課	教員研修や研究推進によって教員の情報モラル指導力の向上を図るとともに、保護者、児童生徒への情報モラルの啓発を行います。
ネット利用に起因した非行・被害防止対策		◎	少年課	ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。
SNSに起因する少年の犯罪被害防止活動		◎	少年課	サイバーパトロールにより、こどもの性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みを発見し、注意を促すメッセージを送信することで、犯罪被害の防止を図ります。
青少年健全育成条例の施行		●	青少年育成課	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。
フィルタリング普及啓発活動		◎	少年課	青少年が悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
② 犯罪被害・性暴力等から子どもを守る環境整備				
防犯環境設計の普及		◎	生活安全課、生活安全総務課	道路、公園、駐車（輪）場や共同住宅等における犯罪をなくすため、防犯環境整備を促進するための具体的手法を示した「防犯環境指針」の普及を図ります。
防犯ボランティアとの連携、活動に対する支援		◎	生活安全総務課、生活安全課	防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催、「ながら防犯」の普及促進等により、防犯ボランティア団体の活動の活性化を図り、こどもの見守り活動を支援します。
ながら防犯活動の推進		◎	生活安全課	「通勤・通学」「買い物」「ジョギング」「犬の散歩」など、日常生活行動の中で気軽に実践できる防犯活動「ながら防犯」を推進し、県民全体で安全・安心まちづくりに取り組む気運の醸成を図ります。 ○「ながら防犯」に取り組む企業・団体を「みんなで防犯応援隊」として登録する制度により、パトロールステッカー等の活動グッズを配布するほか、優れた活動を行っている企業・団体を表彰します。 ○「ながら防犯」の考え方・取組内容を広く県民に周知・浸透させるため、県民参加型のオンライン配信イベントを開催します。 ○「ながら防犯」を開始する団体に対し、活動資器材購入に係る経費を助成します。
子ども・若者を性犯罪被害から守るための対策の推進		◎	生活安全総務課	性犯罪の被害を防止するため、様々な情報発信ツールによる広報啓発、こどもや若者に対する防犯教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。
登下校防犯プランに基づくこどもの犯罪被害防止対策の推進		◎	義務教育課、生活安全総務課	子どもの犯罪被害を防止するため、政府が決定した登下校防犯プランに基づき、①地域における連携の強化、②通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、③不審者情報等の共有及び迅速な対応、④多様な担い手による見守りの活性化、⑤子どもの危険回避に関する対策の促進について推進していきます。
犯罪被害者等に対する支援の充実・強化		◎	生活安全課	被害者が必要な支援を受けられるよう、被害者支援等に携わる関係機関・団体職員の対応能力の向上と二次的被害の防止などを図るため、支援者向けマニュアルのＨＰ掲載や担当職員向け研修を実施します。
DVが子どもに与える影響についての啓発	●		男女共同参画推進課	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。
DV被害者の同伴する子どもの保護	●		男女共同参画推進課	配偶者からの暴力被害者等の女性を一時保護する際には、同伴する子どもと一緒に保護することができます。関係機関と連携し、同伴児の精神的ケアや保育機能、学習支援の充実を図ります。
SNSに起因する少年の犯罪被害防止活動	●		少年課	サイバーパトロールにより、こどもの性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みを発見し、注意を促すメッセージを送信することで、犯罪被害の防止を図ります。
交際相手からの暴力（デートDV）防止対策の推進		◎	男女共同参画推進課	中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを作成・配付するとともに、希望する学校に講師を派遣し、啓発を行います。
若年者を対象とした消費者教育の推進		◎	生活安全課	消費者被害に遭いやすい若年者に対し、市町村や教育機関、消費者団体等と連携した消費者教育を推進することで、自らが適切に判断・行動できる消費者の育成を図ります。
消費者教育の充実		◎	高校教育課	家庭科、公民科及び特別活動等で、消費者として自立し、主体的な判断の下、適切な意思決定のできる生徒を育成します。
警察職員による大学講義（法学的見地からの専門的講義）		◎	警務課	対象大学において、県警の幹部職員が、学生に対し、県警の取組や学生に身近な問題・トラブル等について講義を行い、犯罪被害から自分や他者の身を守る方法等について学生の理解を深めます。
交際相手からの暴力防止対策		◎	人身安全対策課	デートDV等の被害者の安全を最優先に、的確な事件化等の措置を図ります。 デートDV等防止に係るリーフレット等を製作し、学校における防犯教室の機会等を通じて、青少年に対する被害者にも加害者にもならないための広報啓発を図ります。
福祉犯被害防止対策		◎	少年課	児童買春、児童ポルノなどこどもの心身に有害な影響を与え、こどもの福祉を害する犯罪の被害防止に向けた各種広報啓発活動を推進するとともに、取締りを強化します。
困難を抱える若年女性の支援		◎	男女共同参画推進課	困難を抱える若年女性の自立を支援するため、夜間の街頭での声掛け、電話・メールによる相談、居場所の確保や公的機関への同行支援などを実施します。
性犯罪被害者に対するワンストップ支援推進事業		◎	生活安全課	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、被害者の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者支援を実施します。
犯罪被害者支援事業		◎	生活安全課	「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、電話相談や面接・カウンセリング、病院・裁判所などへの付添い支援等、犯罪被害者等の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者支援を実施します。
被害少年に対する立ち直り支援の推進		◎	少年課	被害少年の早期救出・保護を図るとともに、精神的なダメージを軽減するための指導、助言、カウンセリング等を行います。
安全・安心まちづくり推進事業		◎	生活安全課	県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進するため、地域防犯活動やながら防犯等の安全・安心まちづくりに係る地域の各種活動を定着、拡大させることにより、安全・安心まちづくり県民運動の活性化を図ります。
青少年健全育成条例の施行		◎	青少年育成課	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。
性暴力対策アドバイザー派遣事業		◎	生活安全課	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
③ 安心して外出できる環境づくり				
バリアフリー化の促進	●		住宅計画課	本県独自のモデル住宅「生涯あんしん住宅」の活用による「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等の乳幼児や妊産婦に配慮した住宅のバリアフリー化の普及促進に努めます。
歩道空間のバリアフリー化		◎	道路維持課	鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設及び福祉施設等を結ぶ道路について、歩道の拡幅・段差解消、勾配改善、視覚障害者用誘導用ブロックの設置等を行います。
通学路の歩道整備		◎	道路維持課	小学校等に通う児童が利用する通学路において、歩道整備等の交通安全対策を行います。
自転車通行空間の整備		◎	道路維持課	自転車の安全で快適な通行空間の整備を行います。
保育所等の園外活動時の安全確保		◎	私学振興課、子育て支援課、障がい福祉課、道路維持課	市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面の対策を具体化し、ガードレールの設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。
福祉のまちづくり		◎	障がい福祉課	福祉のまちづくりに関する普及・啓発を行います。「ふくおか・まごころ駐車場」制度の運用を行います。
不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化		◎	建築指導課	「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、必要な情報の提供や技術的な助言を行うことで、不特定かつ多数の者が利用する建築物のバリアフリー化に努めます。
県営公園のバリアフリー化		◎	公園街路課	新たに整備を進めている県営公園については、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。また、既存の県営公園については今後も条例に基づいた施設の改修を適切に行います。
商店街の課題解決チャレンジ応援事業		◎	中小企業振興課	商店街等が抱える後継者不足、空き店舗の増加、来街者の減少等の課題に対し、未来を見据え、果敢にチャレンジする取組を支援します。
交通安全教育指導者の拡充		◎	交通企画課	地域ぐるみの交通安全活動を推進するため、県、関係機関・団体、地域社会が互いに連携して地域における交通安全教育指導者の育成に努め、地域における交通安全教育の普及促進を図ります。
段階的かつ体系的な交通安全教育		◎	交通企画課	幼児から高齢者まで各年齢層に応じた段階的、体系的な交通安全教育を推進します。
交通安全教室		◎	高校教育課、義務教育課	学校における交通安全教室の開催を促進するとともに、二輪車通学を許可している県立高等学校等を対象として、二輪車の安全な乗り方や点検整備等の実技講習を関係機関と連携して行うことにより、生徒の交通安全意識の高揚や安全運転技能の向上を図ります。
こどもの交通安全大会		◎	生活安全課	児童の交通安全意識を高揚し、交通事故防止を図るため、こどもの交通安全大会を開催します。
自転車ルール・マナー周知徹底推進事業		◎	生活安全課	自転車事故の割合が高い若年者に対し、ヘルメット着用をはじめとする自転車の安全利用を啓発するため、漫画形式の啓発冊子を配布します。
自転車の安全利用とヘルメット着用促進のための交通安全教育		◎	交通企画課	自転車の安全利用とヘルメット着用を促進するため、県警ウェブサイトに「e-ラーニングコンテンツ」を構築して交通安全教育を推進します。
飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業		◎	生活安全課	飲酒運転撲滅活動アドバイザーを学校等に派遣し、講演や体験型の講習を実施することにより若年層に対する飲酒運転防止教育を推進します。
自転車安全教育指導者講習会		◎	生活安全課	小・中・高等学校教諭等に対して自転車の安全な乗り方教育について指導します。
小・中学生交通安全図画・作文コンクールにおける「飲酒運転撲滅特別賞（知事賞）」表彰の実施		◎	生活安全課	（一財）福岡県交通安全協会主催の小・中学生交通安全図画・作文コンクールにおいて、飲酒運転を見た場合の通報義務など飲酒運転撲滅を題材とした作品を募集し、優秀な作品を「飲酒運転撲滅特別賞（知事賞）」として表彰します。
飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育活動及び広報啓発活動		◎	交通企画課	大学等に対して、交通安全教育用VRを活用した飲酒運転撲滅教育等を取り入れるよう働き掛け、大学生等に飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育を推進し、飲酒運転撲滅意識の高揚を図ります。
交通安全意識醸成のための広報啓発活動		◎	交通企画課	大学と警察との交通事故防止懇話会の開催等を通じて、大学による自主的な交通安全教育を促進し、大学生の交通安全意識の醸成・向上を図ります。
交通安全教育センター（ふっけいコアセンター）における交通安全教育活動		◎	交通企画課	交通安全教育センター（ふっけいコアセンター）において交通安全に携わる者に対する講習を行い、交通安全行動を実践する社会人を育成します。
交通安全こども自転車大会		◎	交通企画課	小学生を対象に、自転車利用の基本的知識と安全運転技能を身に付けさせ、将来の良き交通社会人育成を図ります。
自転車の交通ルールブック配布事業		◎	交通企画課	小学校4年生を対象に、自転車運転の正しいルールとマナーを身に付けさせるため、「自転車の交通ルールブック」を配布して、交通事故の抑止を図ります。
交通安全教育車に積載された歩行者シミュレーターを活用した交通安全教育活動		◎	交通企画課	交通安全教育車に積載された歩行者シミュレーターを活用し、小学生等に道路横断の基本的な知識を身に付けさせ、将来の良き交通社会人育成を図ります。
交通安全アドバイス集等を活用した交通安全教育活動		◎	交通企画課	歩行者用・自転車用・園外活動用の「交通安全アドバイス集」等を幼稚園・小学校等に配布して、学校・家庭内での日常的かつ恒常的な交通安全教育を推進します。
交通安全対策事業		◎	道路維持課	通学路における交通安全を確保するため、通学路等の歩道整備を実施します。
道路事業（街路事業）		◎	公園街路課	都市計画道路においてバイパス整備や歩道整備等を行うことにより、生活道路への自動車流入を減らし、通学路の安全性を確保します。
学校安全総合支援事業		◎	高校教育課、義務教育課、特別支援教育課	市町村教育委員会を単位としたモデル地域を指定し、地域全体での学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内へその仕組みや好事例を普及することにより、学校安全の取組の推進を図ります。
交通安全施設整備事業		◎	交通規制課	歩行者等の安全な通行を確保するため、通学路等の交通安全施設（信号機、横断歩道など）の整備を図ります。
青少年健全育成条例の施行	●		青少年育成課	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
地域薬物乱用防止対策	●		薬務課	青少年の協力を得て、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等を実施し、県民の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止を図ります。
青少年健全育成アワード		◎	青少年政策課	他の模範となる活動を継続している青少年団体並びに青少年の育成、指導及び支援に関して顕著な功績がある青少年育成団体等の功に報い、その一層の発展に資するとともに、青少年育成活動の振興と青少年自身の自覚を促します。
④ 非行の防止と自立支援				
少年の大麻乱用防止相談支援		◎	薬務課	大麻に関する悩みを持つ若者を対象にSNS相談を行い、必要に応じて面談を実施して、適切な専門機関へつなぎ、大麻乱用からの立ち直りを支援します。
少年相談		◎	少年課	警察署や少年サポートセンターにおいて、少年の非行などの問題に関する少年相談活動を推進します。
スクールサポーター制度		◎	少年課	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。
暴力団排除教室		◎	組織犯罪対策課	中学・高校を対象に青少年の暴力団加入阻止と暴力団からの犯罪被害防止を目的とした教育を実施するなど、幅広い広報啓発活動に取り組みます。
ネット依存防止・非行防止をテーマとした学習会への講師紹介	●		青少年育成課	地域やPTAなどが、ネット依存防止や非行防止に係る学習会（講演会、研修等）を実施する場合に、主催者の依頼内容に応じて講師を紹介します。
薬物乱用防止啓発事業		◎	私学振興課	私立学校における薬物乱用防止教育の促進を図ります。
薬物乱用防止教育の充実		◎	体育スポーツ健康課	薬物乱用防止教育に係る教員の指導力向上のための指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進します。
思春期サポート活動		◎	少年課	思春期のこどもを持つ保護者に対して、非行をはじめとした問題行動への向き合い方など、こどもたちへの接し方を伝えることにより、少年の非行防止及び健全育成を図ります。
暴走族等根絶に向けた広報活動の推進		◎	交通指導課、悪質・危険運転対策室	暴走族等根絶に向けて、企業等と連携したキャンペーンや、SNSを利用した広報活動を推進します。
青少年支援に携わる人の研修会		◎	青少年育成課	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催します。
福岡県保護司会連合会への補助		◎	青少年育成課	保護司会連合会が取り組む補導活動や、非行少年の更生及び犯罪予防の諸活動を支援し、非行防止を図ります。
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業		◎	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施します。
街頭補導活動の推進		◎	少年課	警察、行政、地域、ボランティア、学校等との連携により街頭補導活動を強化し、少年を見守る社会気運の醸成を図るとともに、非行進捗が進む前の段階での非行防止を図ります。
非行防止教室の開催		◎	少年課	学校において、万引きや自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図ります。
風俗環境浄化対策		◎	少年課	歓楽街を中心とした少年の補導活動や風俗営業の営業者等に対する助言など、少年を有害環境から守るための諸活動を推進します。
暴走族等加入阻止対策の推進		◎	交通指導課悪質・危険運転対策室	中学校・高校の生徒指導者等と連携を図り、「暴走族等加入教室」等の暴走族等加入阻止対策を推進します。
暴走族等離脱・立ち直り支援の推進		◎	交通指導課悪質・危険運転対策室	保護観察所等の関係機関と連携して暴走族等の非行少年に対する個別面接指導等を行い、グループからの離脱と立ち直り支援対策を推進します。
社会奉仕・体験活動の提供		◎	青少年育成課	非行等の問題を抱える少年の自己肯定感等の向上による立ち直りを促進するため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツ等の多様な体験活動の機会を提供します。
非行少年等の就労支援		◎	青少年育成課	非行等の問題を抱える無職少年に対し、進路相談、就労体験、就職活動、就職後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行います。
非行少年等の就労身元保証		◎	青少年育成課	非行等の問題を抱える少年が、協力雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を実施します。
少年の大麻乱用対策事業		◎	薬務課、少年課	大麻事犯で検挙補導された少年や大麻を止めたい少年の薬物再乱用防止を目的として、少年用大麻再乱用防止プログラムを実施します。
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動		◎	少年課	少年及びその保護者への継続的な連絡や訪問・面接により助言・指導を行うとともに、少年警察ボランティア等と協働した体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、個々の少年の状況に応じた支援活動を推進します。
青少年健全育成条例の施行	●		青少年育成課	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。
地域薬物乱用防止対策		◎	薬務課	青少年の協力を得て、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等を実施し、県民の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止を図ります。
薬物乱用防止対策		◎	少年課	大麻等の薬物乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、薬物乱用少年等に対する取締りを強化します。
警察ボランティアへの研修		◎	少年課	地域における非行防止活動の牽引役である少年補導員や少年指導委員の知識・技能の向上を図り、少年補導員等を地域におけるボランティアリーダーとして養成するための研修を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援				
① 世界にはばたくこどもの応援				
世界に挑む人材育成事業		◎	高校教育課	海外の高校への留学経費の支援を行い海外留学を促進するなど、世界に挑む志を持ち、国際社会の発展に寄与する意欲や態度を養うための取組を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。
アンビシャス外国留学支援事業		◎	青少年政策課	国際的に活躍する人材を育成するため、外国の大学（正規課程）に留学する県内の青少年に奨学金を交付します。
「福岡から世界へ」人材育成プロジェクト		◎	高校教育課	未来を担う高校生が海外に目を向ける契機となるよう、短期留学研修プログラムを実施し、将来、世界で活躍する人材を育成します。
海外福岡県人会と連携した国際人材育成事業		◎	国際政策課	県内の大学生等を海外の福岡県人会（企業県人会）に派遣し、海外ビジネスに携わる県人会会員の協力を得て海外でのビジネス体験の機会を与えることにより、海外でも主体的に考え、行動することができる国際人材を育成します。
内閣府青年国際交流事業への県内青年の派遣		◎	青少年政策課	内閣府実施の青年国際交流事業へ県内青年を派遣し、外国青年との交流による相互理解を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養い、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年を育成します。
国際交流センター運営事業（海外留学情報提供事業）		◎	国際政策課	海外留学に関する情報提供を実施している国際交流センターへの補助を行います。
ジュニアアスリート育成事業	●		体育スポーツ健康課	県内の優秀な中・高校生アスリートの国内及び海外遠征に要する経費等を支援します。
② 異文化理解力と外国語能力の向上				
福岡県・バンコク都アントレプレナーシップ人材育成事業		◎	国際交流課	スタートアップに関心のある福岡県とバンコク都の大学生や社会人を相互に派遣し、経済発展や社会変革に貢献する起業家精神（アントレプレナーシップ）を持つ人材を育成します。
Stanford e-Fukuoka プログラム事業		◎	私学振興課	高校生を対象に、米国スタンフォード大学が開発・運営する異文化理解教育プログラムを本県仕様にした英語による教育プログラムをオンラインにより実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。
青少年囲碁交流		◎	青少年育成課	囲碁を通じて、青少年が目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、外国の青少年と切磋琢磨させることにより、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会（県内大会、江蘇省との交流大会）を開催します。
高校生イングリッシュ・キャンプ		◎	青少年政策課	福岡女子大学において、県内外の女子高生を対象に、全英語の授業、留学生との料理交流会等、大学内での1泊2日のキャンプを実施し、異文化への理解を深めるとともに、留学意欲の向上を図ります。
英語教育における外国人人材の活用		◎	高校教育課 義務教育課	英語を母国語とする青年を外国から招致し、小学校、中学校、高等学校において英語学習のチームティーチングを実施し、コミュニケーション能力を高めます。
グローバル化に対応した英語教育推進事業		◎	高校教育課 義務教育課	小学校教員及び中・高等学校英語教員の英語力・指導力を高めるとともに、小・中・高で一貫性のある英語教育を実施し、英語力や英語で積極的コミュニケーションを図る態度を身に付けた人材を育成します。
青少年国際理解促進支援事業		◎	国際政策課	県内の小・中・高等学校等において、青年海外協力隊経験者や留学生等が、自らの体験を紹介する講座を通じ、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図ります。
県人会担い手育成招へい事業		◎	国際政策課	福岡県出身者が移住し、県人会を設立している国から県人会子弟を招へいし、同年代の子どもたちとの交流や日本文化体験などを通して福岡、日本に対する関心を高め、理解を深めてもらうことにより、将来の県人会を担う中核人材として育成します。
アジア太平洋こども会議・イン福岡事業		◎	青少年政策課	国際感覚あふれる青少年の育成と地域レベルでのアジア太平洋諸国との相互理解及び国際交流を促進するため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が派遣事業及び招聘事業等を実施します。
三公立大学法人における異文化交流		◎	青少年政策課	三公立大学法人において、海外大学との学術交流、外国人留学生の受入れなどを促進し、異文化交流の機会拡大を図ります。
ニューサウスウェールズ州との交流の促進		◎	スポーツ企画課	競技力の向上、多様性の理解などに繋がる人材育成といったスポーツを通じた国際交流を行います。
ハワイ州との交流の促進		◎	スポーツ企画課	競技力の向上、多様性の理解などに繋がる人材育成といったスポーツを通じた国際交流を行います。
県人会担い手育成事業（日本語教育）		◎	国際政策課	県人会の子弟に向けて、オンライン上で日本語教室を実施し、日本語を学びながら福岡を知ってもらうことで、ルーツ福岡への関心や愛着を持ってもらい、県人会活動の活発化、会員数の維持・増加に繋がります。
ハワイ州との食分野での青少年交流事業		◎	国際交流課	食や栄養学等を専攻する福岡県とハワイ州の学生を相互に派遣し、両地域の「食」の強みを活かし、英語を用いた学生の交流事業を行うことにより、若い世代の国際感覚を養い、福岡県の食文化を世界に発信する国際人材を育成します。
ラグビーによる交流の推進		◎	スポーツ企画課	中学生の競技者を対象として異文化理解の促進やグローバル人材の育成を目指した交流フェスタを開催します。
文化交流展（平常展）の観覧料無料化		◎	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	これからの担う青少年に、日本とアジア諸地域との文化交流の歴史を楽しく学ぶ機会を提供するため、高校生以下または18歳未満の観覧料を無料としています。
文化体験施設「あじっば」		◎	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	日本と古くから交流のあったアジアやヨーロッパの国々の文化を五感で楽しむ体験型展示室を設置しています。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
6 こどもの新たなチャレンジの応援				
① 個性や能力を伸ばそうとすることの応援				
ICTを活用した競技者育成システムの構築		◎	体育スポーツ健康課	ジュニアアスリートに、より効果的で機能的な育成・強化等を行うICT環境を整備します。
国連ハビタットと連携した国際協力人財育成事業		◎	国際政策課	県内企業の若手経営者や大学の若手研究者等を開発途上国に派遣し、現地の課題や国連ハビタットの取組等を体験させることにより、自社や大学が有するノウハウ・技術を用いて途上国の課題解決に貢献できる人材を育成します。
福岡県障がい者スポーツ大会	●		スポーツ振興課	従前、「身体障がい者体育大会」と「ときめきスポーツ大会」として実施していた2大会を統一大会とし、「福岡県障がい者スポーツ大会」として、障がいの種別を超えた県内最大級の大会として実施します。
福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業	●		スポーツ振興課	パラスポーツに対する優れた素質や潜在的な能力を持つものを発掘・育成する仕組みを構築します。
未来をつくる高校生チャレンジ		◎	青少年育成課	チャレンジしたいことがある高校生（個人・グループ）に対し、専門家のアドバイスや資金の援助を行い、高校生のチャレンジ実現を応援します。
次世代の科学技術を担う人材育成事業		◎	高校教育課 義務教育課	科学技術に関するコンテストを実施し、「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」などの全国大会で入賞できる能力を養うとともに、科学技術系人材の裾野を広げ、将来、国際社会で活躍できる優秀な人材を育成します。
「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業		◎	義務教育課	福岡県独自の指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」の実践を通して、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等を育成するとともに、その成果を県内に普及します。
② 次世代のリーダーとなるこどもの応援				
人権が大切にされた社会をめざす生徒のリーダーシップ育成事業	●		人権・同和教育課	県内市町村立中学校または県立学校に在籍する生徒及び教員を対象に、ワークショップや意見交流・発表などで構成する合宿型研修を実施し、人権問題の解決に向けた生徒の人権リーダーシップの育成及び主体的学びを促す教員の指導力向上を図ります。
日本の次世代リーダー養成塾		◎	青少年育成課	豊かな経験と広い視野を持ち、世界で活躍できる能力を持ったリーダーを育成するために、全国の高校生を対象に合宿を実施します。教養、ビジネス、国際、各種演習など多彩な講義を行います。
未来の地域リーダー育成プログラム		◎	青少年育成課	複数の市町村と協力し、中学生を対象に、地域に縁のある企業経営者による講義やグループワークなどの将来地域のリーダーとして活躍する人材を育成するプログラムを展開します。
高校生知の創造力育成セミナー事業		◎	高校教育課	九州大学との連携により、生徒の課題解決能力の育成と教員の指導力養成を目的にしたセミナー（プレセミナー・合宿）を実施します。
③ 次世代の競技者や芸術家の支援				
アクロス福岡における若手芸術家支援		◎	文化振興課	「アクロス福岡」において、プロのヴァイオリニストを目指す子どもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供など、育成から活動の場の提供まで長期にわたって若手芸術家を支援します。
福岡県障がい者スポーツ大会	●		スポーツ振興課	従前、「身体障がい者体育大会」と「ときめきスポーツ大会」として実施していた2大会を統一大会とし、「福岡県障がい者スポーツ大会」として、障がいの種別を超えた県内最大級の大会として実施します。
福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業	●		スポーツ振興課	パラスポーツに対する優れた素質や潜在的な能力を持つものを発掘・育成する仕組みを構築します。
福岡県タレント発掘事業		◎	体育スポーツ健康課	子どもたちがスポーツにふれあう機会や世界で活躍できる機会を創ることを目的とし、自己の能力に気づいていない子どもたちを「見つけ」「育てる」とともに自分にあった競技を探し「活かす」ために3つのプログラムを実施します。
ジュニアアスリート育成事業		◎	体育スポーツ健康課	県内の優秀な中・高校生アスリートの国内及び海外遠征に要する経費等を支援します。
女性アスリート支援事業		◎	体育スポーツ健康課	女性アスリートの育成強化システムの確立を図るため、遠征合宿や大会参加に係る経費を支援します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
④ 様々な分野で担い手となることの応援				
高等学校DX加速化推進費		◎	高校教育課	あらゆる分野でデジタル技術を活用して社会に貢献できる人材を育成します。
ものづくり技能の継承		◎	職業能力開発課	ものづくり技能の重要性や素晴らしさを、県民、特に若年者に広く発信することで、ものづくりへの関心を持ってもらい、若年者が将来ものづくり技能者を目指す動機付けを図ります。
聴覚障がい児家族支援事業	●		障がい福祉課	乳幼児期から手話を学び、手話を使用しやすい環境を整備することを目的として、きこえない・きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話を学ぶ親子手話教室等を開催します。
「福岡県HACK -Academia」の開催		◎	新産業振興課	基本的なプログラミングの知識がある県内の大学生、高専生、専門学校生を対象に、県内IT企業にエンジニアをコーチに招き、エッジコンピューティング等の分野の実践的な講座を開催します。
福岡テクノロジー人材創生塾		◎	商工政策課技術人材育成室	進路選択期の県内中・高生を対象に、半導体分野や宇宙分野の最先端技術の研究者や技術者から学ぶ教育プログラムを実施し、将来、理系への進路や県内技術系企業を志望する人材を創出します。
若者の農林漁業参入定着支援費		◎	経営技術支援課後継人材育成室	求人者と求職者をつなぐ「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」を活用し、就業斡旋を行い、意欲ある参入希望者の就業を支援します。
若者の農業参入定着支援費		◎	経営技術支援課後継人材育成室	就農希望者への情報発信や農業次世代人材投資資金の交付等により、農外からの意欲ある参入者が就農・定着できるよう支援し、新規就農者を確保します。
農業大学校機能強化費		◎	経営技術支援課後継人材育成室	経営感覚に優れた農業者を育成するため、農業大学校のカリキュラムなど教育体制を見直すとともに、農業者に対するリカレント教育を実施します。
農大就農支援・教育体制強化費		◎	経営技術支援課後継人材育成室	農業大学校においてGAPの知識や実践力を身に付けた次世代農業者の育成を図ります。
新規就農者育成強化費		◎	経営技術支援課後継人材育成室	就農前後の資金面の支援、機械・施設等の導入支援、就農後のサポート体制構築支援を行います。
明日を担う漁業者の育成		◎	水産振興課	新規漁業就業希望者への情報提供により、新規漁業就業者を確保します。
次世代における漁業人財の育成		◎	水産振興課	水産高校生を対象に漁業現場研修を実施し、次世代を担う人財を育成します。
風力発電設備のメンテナンスを行う技術者の育成		◎	総合政策課エネルギー政策室	県内高校・高等専門学校の学生向けの企業見学・出前授業を実施することにより、風車メンテナンス技術者を育成します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
7 若者の社会的自立を支える取組の推進				
① キャリア教育の推進				
高校生キャリア教育推進事業		◎	高校教育課	高校生に適したインターンシップやジョブシャドウイングなどの就業体験を実施し、生徒のキャリア教育の充実を図ります。
就業前労働講座		◎	労働政策課	主に就業前の生徒（主に高等学校3年生）を対象として、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行います。
高校生インターンシップ事業		◎	私学振興課	私立高校生の県庁での職場体験活動を実施し、職業観・勤労観を育成する取組を促進します。
大学生等向けインターンシップの推進		◎	就業支援課	大学生等を対象に県内企業や県庁におけるインターンシップを推進し、自身の職業適性やキャリアについて考える機会を提供することで、学生の職業観の育成を図ります。
県立工業高校産業人材育成事業		◎	高校教育課	インターンシップの推進や企業人の招へい等により、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成します。
専門高校生実践力向上事業		◎	高校教育課	SKB（専門高校物産展）やものづくりコンテストの実施及び資格取得・GAP認証取得等の取組により、生徒の得意技を磨き、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成します。
中学生の進路選択支援		◎	高校教育課	中学生に対して、県立高等学校の学校紹介、施設見学、授業見学、進路相談等を行います。
警察職員による大学講義（キャリア教育支援講義）		◎	警務課	対象大学において、県警の幹部職員が、学生に対し、県警の取組や学生に身近な問題・トラブル等について講義を行い、治安情勢や警察活動に対する学生の理解を深め、学生の職業観・勤労観を形成します。
高校生県内技術系企業就職促進費		◎	高校教育課・私学振興課	県内企業と学校をマッチングするコーディネーターを配置し、優れた技術をもつ県内企業の魅力を教員に紹介することで生徒の進路選択の幅を広げ、県内企業への就職を促進する。
② 若者の就労支援の充実				
資格等の取得向上		◎	高校教育課	各種認定資格や本県の技術認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による資格等の取得向上に努め、生徒の知識・技術の向上を図ります。
高等技術専門校等における職業訓練・就職支援	●		職業能力開発課	新規卒業者や離転職者を対象に、高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校における施設内訓練や民間の教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。併せて、訓練生への就職相談や就職指導、企業とのマッチング等を行い就職を支援します。
高校生みらい支援事業	●		高校教育課	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等の高校生に対して、進学や就職の支援を行います。
若者自立相談窓口の設置	●		青少年育成課	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。
無業の若者に対する職業的自立支援		◎	就業支援課	働くことに不安や悩みを抱える若者を対象に、若者サポートステーションにおいて心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。また、ひきこもり等の長期無業者を対象に、メタバース空間を活用した支援を推進することでより多くの長期無業者の就職や社会参加を実現します。
職業実践専門課程促進事業		◎	私学振興課	「職業実践専門課程」として国に認定された学科を設置する専門学校に対して企業等と共同で編成したカリキュラムによる職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図ります。
「介護の仕事」理解促進事業		◎	高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室	「介護の仕事」に対する正しい理解の促進や、職業の選択肢としての動機付けのため、介護事業者、学校と連携して施設見学、就業体験などを行います。
若者に対するきめ細かな就職支援	●		就業支援課	おおむね39歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。
進路指導の充実		◎	高校教育課	生徒の能力、適性、興味、関心等を踏まえた適切な進路指導の充実を図ります。
中途退学者への情報提供		◎	高校教育課	中途退学した生徒に対して、次の進路を支援するため、高等学校卒業程度認定試験や高等学校、就職についての情報を提供します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
③ 高等教育の就学支援、高等教育の充実				
県立三大学授業料等減免事業		◎	青少年政策課	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯および多子世帯の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。
「福岡県HACK -Academia」の開催	●		新産業振興課	基本的なプログラミングの知識がある県内の大学生、高専生、専門学校生を対象に、県内IT企業にエンジニアをコーチに招き、エッジコンピューティング等の分野の実践的な講座を開催します。
三公立大学の特色ある人づくり		◎	青少年政策課	三公立大学法人において、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成します。
④ 進路等相談体制の充実				
あすばる相談支援事業		◎	男女共同参画推進課	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性、男性やLGBTの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし、労働等、広範多岐な悩みについて、電話及び面接による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。
思春期相談		◎	こころの健康づくり推進室	精神保健福祉センター及び保健福祉（環境）事務所が実施している思春期の心に関する子どもや保護者からの相談の充実に努めます。
思春期の相談機関の連携と知識の普及・啓発		◎	こころの健康づくり推進室	精神保健福祉センターにおいて、思春期の相談に携わる職員の相談技術の向上と相互連携を目的とした研修会を実施し、思春期の心の問題に関する知識の普及と啓発に努めます。
ひきこもり対策推進事業	●		こころの健康づくり推進室	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。
若者自立相談窓口の設置		◎	青少年育成課	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。
無業の若者に対する職業的自立支援	●		就業支援課	働くことに不安や悩みを抱える若者を対象に、若者サポートステーションにおいて心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。また、ひきこもり等の長期無業者を対象に、メタバース空間を活用した支援を推進することでより多くの長期無業者の就職や社会参加を実現します。
プレコンセプションケアの推進	●		子育て支援課	「福岡県プレコンセプションセンター」を設置し、思春期からの人々を対象に性と健康に関する正しい知識の発信や相談対応を行います。
心の健康づくり推進事業		◎	こころの健康づくり推進室	精神保健福祉センター及び各保健福祉（環境）事務所において思春期精神保健相談を実施します。
SNSを活用した相談体制整備事業		◎	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 私学振興課	相談業務に関する知識・経験を有する民間団体と連携した事業者に業務を委託し、SNSによる相談窓口を運用することにより、教育相談体制の強化を図ります。
子どもホットライン24相談事業		◎	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	児童生徒指導相談員を配置し、24時間相談体制を整備します。
不登校・ひきこもりサポートセンター事業	●		青少年政策課	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進				
① 遊びや体験活動の推進				
地域学校協働活動の推進	●		社会教育課	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるとともに、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保します。また、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。
ふくおか水辺の安全講座		◎	河川整備課	小学3年生～中学3年生を対象に、川の危険性や危険箇所等を学ぶほか、自然環境の中での川遊びやロープを使ったレスキュー方法を体験する事で、川に対する危機管理意識を高め、水難事故の防止を図ります。
地域における子どもの体験活動の支援		◎	社会教育課	子どもの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動の推進や、家庭・地域の教育力の向上を図る地域活動指導員を設置する市町村を支援します。
森林・林業体験学習		◎	林業振興課	○森林・林業体験学習：小学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・林業に関する普及啓発を図ります。 ○緑の少年団：「緑の少年団」を育成し、森林・緑に関わる体験活動を推進します。
こどもエコクラブ活動の促進		◎	環境政策課	幼児から高校生までを対象としたこどもエコクラブの活動を促進し、子どもたちが自発的、継続的に環境学習、環境活動を行う機会を提供します。
夏休み子ども企画展		◎	県民情報広報課	夏休み期間中の小学生向けに、福岡県のすがたや産業等を紹介するパネル展等を実施します。
自立と協働を学ぶ体験活動推進事業		◎	高校教育課	県立中学校・中等教育学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志をもって学校生活を送ることができる生徒を育成します。
自立と社会参加に向けた体験学習推進事業		◎	特別支援教育課	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深めます。
アンビシャス広場づくりに係る福岡県青少年育成県民会議への補助		◎	青少年育成課	放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、集まることができる居場所「アンビシャス広場」に対し助成します。
アンビシャス広場等の活性化支援に係る福岡県青少年育成県民会議への補助		◎	青少年育成課	地域を越えて子ども達が交流し、創意工夫しながら切磋琢磨する体験となる折り紙ヒコーキ大会を開催します。
中山間ふるさと水と土保全対策事業（田んぼの学校）		◎	農山漁村振興課	小学生を対象に、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうために「田んぼの学校」を実施します。
農林漁業体験の推進		◎	食の安全・地産地消課	本県農林水産業・農山漁村への理解向上を図るため、ふくおか地産地消応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを実施します。
県民参加の森林づくり推進費（森林環境教育の実施）		◎	林業振興課	小学生に体験活動等を通して森林に親しんでもらい、森林の働きや大切さについて学んでもらいます。
緑の少年団育成事業		◎	林業振興課	緑の少年団交流集会を年1回開催し、活動発表、自然に関する学習活動・レクリエーション活動を行います。
青少年囲碁交流	●		青少年育成課	囲碁を通じて、青少年が目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、外国の青少年と切磋琢磨させることにより、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会（県内大会、江蘇省との交流大会）を開催します。
明治日本の産業革命遺産 世界遺産キッズアカデミー		◎	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	世界遺産の構成資産が所在する北九州市、大牟田市、中間市の小学生を対象とした世界遺産を学ぶオンライン連続講座で、各児童から地元の資産を紹介する発表会等も実施します。
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産楽習帳を活用した小中学生向け学習プログラム		◎	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	“楽しみながら遺産群を学べる”ことをテーマとして制作した「世界遺産楽習帳（地理歴史編・環境学習編）」を宗像・福津市内の小中学生や遺産群を来訪する小中学生に配布し、学びの機会の提供や来訪促進を図ります。
市町村等支援に係る福岡県青少年育成県民会議への補助		◎	青少年育成課	青少年育成に取り組む自治会や企業等の多様な主体とともに連携して体験活動を実施する市町村を支援します。
企業による体験活動支援に係る福岡県青少年育成県民会議事業への補助		◎	青少年育成課	体験活動を提供する企業を開拓し、企業による体験活動を直接子どもにつなげる体制を構築します。
文化体験施設「あじっば」	●		文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	日本と古くから交流のあったアジアやヨーロッパの国々の文化を五感で楽しむ体験型展示室を設置しています。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
② 社会参画の推進				
社会教育指導者の育成		◎	社会教育課	社会教育関係団体の指導者等を対象に、社会教育の推進に必要な知識・技術を習得させ、指導者の養成を図ります。
税務広報		◎	税務課	県民の納税意識の向上を図る観点から、様々な広報活動を実施します（租税教室の実施など）。
若年層向け選挙啓発事業		◎	行財政支援課	若年層が政治に関心を持ち、選挙に積極的に参加するよう、啓発を行います。
ボランティア活動支援事業		◎	福祉総務課	ボランティア団体等の活動支援のための助成、及び「ふくおか”きずな”フェスティバル」の開催を行います。（県社会福祉協議会への補助事業）
ボランティア振興事業		◎	福祉総務課	福祉教育セミナーの開催など福祉教育推進事業、地域共生社会づくりのための市町村社協活動支援事業、及び広報紙「ふくおかのふくし」発行など広報・啓発事業を行います。（県社会福祉協議会への補助事業）
地域における環境活動の担い手の育成		◎	環境政策課	地球温暖化対策、3Rの推進、自然共生分野に関して、地域の実情に応じた事業を実施し、子どもたちを含めた地域住民や事業所の環境意識の醸成を図り、地域の環境活動の担い手を育成するため、研修会や自然観察会などを開催します。
生物多様性保全推進事業		◎	自然環境課	生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供する「生物多様性情報総合プラットフォーム（ホームページ）」等で普及・啓発を行います。
③ こどもの可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消				
女子中高生のためのキャリアデザイン応援		◎	女性活躍推進課	女子中高生などの若者が、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な分野で活躍する女性ロールモデルによるトークイベント等を開催します。
男女共同参画教育の推進		◎	高校教育課、義務教育課、特別支援教育課	小・中学校においては、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。県立高等学校においては、男女が互いを尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。
未来の女性医師発掘事業	●		医療指導課医師・看護職員確保対策室	県内高等学校に女性医師を講師として派遣する出前講座の実施や女子高校生が女性医師と交流できる機会を提供することで、女子高校生の医学部への進学意欲を高め、将来の女性医師を増やし、医療施設における医師の確保を図ります。
高校生×ジェンダー平等ワークショップ		◎	男女共同参画推進課	若者のジェンダー平等への理解を促進するため、高億生等を対象としたワークショップを開催し、その成果を福岡県ジェンダー平等フォーラム等で発信します。
建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー）	●		県土整備企画課	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
9 居場所づくりの推進				
① 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり				
公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金（福岡県スポーツ少年団交流会助成事業）		◎	スポーツ振興課	地域交流促進事業（県内4地区本部の交流事業の一部助成）、九州ブロック・全国スポーツ少年大会及び九州ブロック競技別交流大会、全国競技別交流大会、九州ブロックリーダー研究大会へ派遣する指導者、団員の参加料、旅費の一部補助
隣保館運営費等補助金		◎	人権・同和対策局調整課	市町村が設置する隣保館が、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うための運営費等に対し、国及び県が補助を行います。
地方改善施設整備費補助金		◎	人権・同和対策局調整課	市町村が設置する隣保館の施設整備事業に対する補助を行います。
こども食堂ネットワーク支援		◎	こども未来課	こども食堂と市町村との関係づくりにより、支援が必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こどもたちを支えるこども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進します。
放課後児童クラブ		◎	こども未来課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を放課後や夏休み等の長期休暇に小学校の余裕教室等で預かり、適切な遊びや生活の場を提供するものです。市町村と連携し、地域のニーズに応じた施設の整備を進めるとともに、障がい児の受入の促進等、地域の実情に応じた運営を支援します。
放課後児童支援員の認定・養成		◎	こども未来課	放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として、必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とした研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ります。
地域学校協働活動の推進		●	社会教育課	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるとともに、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保します。また、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。
② 様々なニーズや特性をもつこどもの居場所づくり				
児童育成支援拠点事業		◎	こども未来課	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行う市町村に対し、施設の運営に必要な経費の助成を行います。
ひきこもり対策推進事業		●	こころの健康づくり推進室	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。
子どもの社会的自立に向けた居場所づくり		●	社会教育課	不登校児童生徒が、豊かな自然環境の中でのびのびと過ごすことができる場所を整備し、子どもたちの社会的自立につなげるための支援に取り組みます。
社会的養護自立支援拠点の設置		●	こども福祉課	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。
日本語教室の支援（日本語教育環境整備事業）		●	国際政策課	在留外国人の日本語学習の場にとどまらず、地域住民との交流の場ともなる日本語教室への支援を行い、外国人の親等の居場所づくりにつなげます。
フリースクール支援事業		●	私学振興課	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行います。
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援		●	こども未来課	生活困窮世帯のこども（小中学生）を対象に、大学生、教員08などのボランティアが、町村の施設において、学習支援及び生活習慣改善支援等を実施します。
子どもへの食品提供		●	こども未来課	学習支援事業等を実施する団体が、企業から無償提供された食品等を、団体が運営する学習支援事業等に参加するこどもたちに提供します。
自殺予防SNS相談事業		●	こころの健康づくり推進室	若年層及び女性の自殺者数の増加を抑制するため、自殺予防SNS相談を実施します。
不登校・ひきこもりサポートセンター事業		●	青少年政策課	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。
放課後児童クラブ利用料減免事業		◎	こども未来課	生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、市町村が実施する生活保護世帯等に対する放課後児童クラブの利用料減免に要する経費の一部を助成します。
メタバースを活用した居場所づくり事業		◎	こころの健康づくり推進室	インターネット上にメタバースを活用した居場所「おいでよ きもちかたりあう広場」を設置し、孤独・孤立の気持ちを抱える若年層を対象としたレクリエーション等を実施します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援				
1 児童虐待の防止				
① 児童相談所の相談体制の強化				
児童相談所の職員体制の充実		◎	こども福祉課	児童相談所管内人口に応じた職員配置や虐待対応件数に応じた加算、里親支援担当職員の配置など児童福祉法施行令で示された配置基準を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実を図ります。
児童相談所職員研修の充実		◎	こども福祉課	児童相談所の職員に対し、こどもの保護や家族援助を適切に行うための、相談に携わる職員に対する専門的な研修や、こどもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上などに関する研修を実施します。
法的対応機能の整備		◎	こども福祉課	こどもの安全確保や虐待を行う保護者への指導などにあたり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるよう、児童相談所への弁護士常勤配置などにより、法的対応機能の維持・向上を図ります。
医学的対応機能の整備		◎	こども福祉課	虐待を受けたこどもへの心理的ケアや一時保護中のこどものヘルスケア、保護者への指導などにあたり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、児童相談所に医師及び保健師を配置します。
被措置児童等の虐待の防止		◎	こども福祉課	児童相談所や施設等の職員に対する研修等を充実し、施設等での虐待の防止に取り組みます。また、発見した場合には、児童相談所がこどもを保護するなど、適切な対応を図ります。
24時間365日こども家庭相談体制の整備		◎	こども福祉課	児童相談所において、夜間・休日を含めて24時間365日、いつでもこどもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じてこどもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を整備します。
第三者評価による児童相談所の機能強化		◎	こども福祉課	児童相談所が行うこどもの保護や処遇について、児童福祉の専門家などの外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図ります。
② 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進				
市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進		◎	こども福祉課	市町村が設置し、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、こどもや家庭支援に取り組みます。児童相談所は、当該協議会において支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、市町村を指導するとともに、こどもに対する危険性が高いと判断した場合はこどもの安全を確保します。
市町村相談関係職員研修の充実		◎	こども福祉課	市町村が、こどもやその保護者への適切なアセスメントやケースマネジメント等を行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修の充実を図ります。
児童家庭支援センターを活用した家庭支援		◎	こども福祉課	児童家庭支援センターがこどもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言など、市町村への専門的な支援を行います。
警察との連携による迅速なこどもの安全確保		◎	こども福祉課、少年課	虐待の早期発見・再発防止を図るため、県、県警察、北九州市、福岡市の4者で情報共有に関する協定を締結しています。県では的確に児童虐待事案に対応するため重篤な事案はもとより、注意を要する事案についても警察と情報共有を図ります。また、虐待を受けたこどもの安全を迅速に確保するため、管轄の警察署や児童相談所に配置された警察官と同行した立入調査、合同訓練に取り組むなど、警察との緊密な連携を図ります。
配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化		◎	こども福祉課、男女共同参画推進課	市町村の要保護児童対策地域協議会などを通して、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市町村などの関係機関の間で、DV被害者とそのこどもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。
児童養護施設等を活用した市町村支援		◎	こども福祉課	児童相談所や市町村などの関係機関と連携し、一時保護や措置・委託を解除となったこどもの見守り、保護者への相談支援・育児指導、ショートステイ等の調整が行えるよう、家庭支援専門相談員の配置を進めるなど、児童養護施設等の体制強化に努めます
児童虐待事案早期対応体制強化		◎	少年課、刑事総務課、捜査第一課	県・児童相談所、警察、医療機関等の児童虐待に対応する関係機関が相互に連携し、児童虐待の被害から児童を守る活動を推進します。
児童虐待の早期発見に向けた職員研修等の開催		◎	少年課	児童虐待事案の早期発見、被害児童の早期保護をはじめとした児童虐待への的確な対応について職員の資質向上を図るため、研修等を実施します。
利用者支援事業		●	子育て支援課	市町村において、妊産婦や子育て家庭が、保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を切れ目なく行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働づくり等を実施するために要する費用を補助します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進				
地域医療機関とのネットワークの構築		◎	こども福祉課	児童虐待の早期発見、早期介入のため児童虐待対応へのノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。
特定妊婦等への生活、育児支援		◎	こども福祉課	特定妊婦等に対し、児童福祉施設への入所などにより、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行います。
児童虐待防止に係る広報啓発		◎	こども福祉課	児童福祉週間（5月5日から1週間）及びオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間（11月）等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県や市町村の広報媒体等を活用し広報啓発を推進します。 また、関係機関・団体に対し、会議・研修等の場を通じて虐待防止に係る広報啓発を行います。
家族の再統合に向けた支援（親子のきずな再生事業）		◎	こども福祉課	児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、こどもや保護者への支援・指導を行い、親子のきずなの再生に努めます。 また、虐待を行った保護者へ効果的な指導を行うため、医療的・心理的プログラムの活用について検討します。
母子生活支援施設を活用した親子関係再構築支援		◎	こども福祉課	経済的困窮や母の病気などの理由により、これまで母と子が離れて暮らしていた家庭や、離れて暮らしてはいない場合でも、養育に課題を抱える家庭について、母子生活支援施設を活用して親子関係を改善し、母子と一緒に暮らせるよう支援します。
児童養護施設等における親子関係再構築支援		◎	こども福祉課	児童養護施設等において、入所中のこどもに対して、被虐待体験によるトラウマなどへの心理的なケアや正しい立ちの整理（ライフストーリーワーク）、保護者との面会・外泊などを通して、こどもと保護者の関係性の改善に努めます。
児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証		◎	こども福祉課	児童虐待による死亡事例など、こどもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置する「児童虐待事例等検証部会」で関係機関の対応や連携の課題等を検証し、その結果を踏まえて具体的改善策に取り組むことにより、以後の再発防止に努めます。
DVが子どもに与える影響についての啓発		◎	男女共同参画推進課	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。
配偶者暴力相談支援センター		◎	男女共同参画推進課	DV被害者からの相談に応じ、必要に応じて被害者と同伴する子どもの緊急時の安全確保及び一時保護を行い、被害者が自立して生活することを支援するための就業の促進、住宅の確保等に関する情報提供等を行います。
DV被害者の同伴する子どもの保護		◎	男女共同参画推進課	配偶者からの暴力被害者等の女性を一時保護する際には、同伴する子どもと一緒に保護することができます。 関係機関と連携し、同伴児の精神的ケアや保育機能、学習支援の充実を図ります。
DV被害者等の一時保護と自立支援		◎	男女共同参画推進課	DV被害者等の安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、必要に応じて、その後の自立に向けた支援を行います。
DV被害者等自立生活援助事業		◎	男女共同参画推進課	一時保護解除後も支援が必要なDV被害者女性に対し、民間シェルターと連携した生活支援を行います。
DVに関する理解促進		◎	男女共同参画推進課	DV被害者及び被害児童への支援の充実のため、女性相談支援員や児童相談所職員等を対象に、DVと児童虐待の特性・関連性の理解促進を図る研修を実施します。
妊娠期からのケアサポート事業	●		子育て支援課	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。必要に応じ市町村や医療機関と連携し支援体制の充実を図ります。
ハイリスク妊産婦等への支援	●		子育て支援課	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、市町村・医療機関等と連携した養育支援により、児童虐待の未然防止に努めます。
こども家庭センターの機能強化	●		子育て支援課	市町村が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を早期に設置し、円滑に運営できるよう、先進事例紹介や研修等を実施するとともに、開設準備や運営に係る経費を補助します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
2 社会的養護の充実				
① こどもの権利擁護の強化				
一時保護所や施設等におけるこどもの権利擁護		◎	こども福祉課	一時保護児童や児童養護施設等に入所するこどもに対し、「こどもの権利ノート」の配布などにより、こどもの権利の意義や意見表明の手段について啓発を行い、こどもたちが意見を表明しやすい環境を提供します。
こども意見表明支援センターの運営		◎	こども福祉課	施設入所等のこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、意見の形成・表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進を図ります。
こどもの権利擁護機関の設置		◎	こども福祉課	児童相談所や児童養護施設等がこどもの権利を守っていないと考えられる場合や、こどもの意向が児童相談所の対応と一致しない場合に、こどもが自ら申し立てを行い、その申し立てに関し、調査・審議を行う機関を設置し、児童相談所や施設等において適切な対応が図られる体制を整備します。
特別養子縁組制度の普及啓発		◎	こども福祉課	様々な機会や広報媒体を活用し、特別養子縁組希望者の増加を図るとともに、地域社会における養子縁組家庭への理解促進に努めます。
新生児里親委託（赤ちゃん縁組）の推進		◎	こども福祉課	思いがけない妊娠などの相談に対応する様々な機関や産科医を始めとする医療機関などと連携し、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を推進します。
養子縁組成立後の家庭への支援		◎	こども福祉課	児童相談所が、家庭訪問などにより養子縁組家庭の状況を把握するとともに、こどもや養親、養親の実子への相談援助等に努めます。
② 家庭と同様の環境における養育の推進				
里親制度等の普及啓発		◎	こども福祉課	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、里親制度の周知を行うためのホームページを開設するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に努めます。
里親支援センターによる里親養育包括支援		◎	こども福祉課	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、県内全域に里親支援センターを設置し、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行う体制を整備します。
ファミリーホームの設置促進		◎	こども福祉課	代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員など経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。
里親養育の推進		◎	こども福祉課	里親等に対し、虐待を受けたこどもとの関わり方など専門的な心理相談支援を行うとともに、委託前の児童との交流に要する経費を助成し、丁寧なマッチングを行うことにより、里親委託を推進します。また、乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進します。
心理療法を活用した里親家庭等への支援		◎	こども福祉課	児童心理治療施設「筑後いずみ園」において心理療法担当職員を配置し、虐待を受けたこどもや発達障がいがあるこどもの里親に対する相談支援、委託児童本人に対する通所指導などを行います。
里親研修等の充実		◎	こども福祉課	里親に対し、その役割と意義、こどもの養育に必要な知識などに関する研修や施設等での実習、里親同士の交流会などを通して、社会的養育に対する理解と養育力の向上を図ります。
施設の小規模化・地域分散化による家庭と同様の養育環境の確保		◎	こども福祉課	こどもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、国の支援制度の活用等により、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進します。
施設への専門職等の配置の推進		◎	こども福祉課	児童入所施設等措置費制度に基づく心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、児童養護施設等の機能強化を図ります。
児童養護施設等の人材確保に対する支援		◎	こども福祉課	児童養護施設等における実習生の受入や、児童指導員の資格取得を目指す職員の雇用、また医療機関との連携を担当する職員や障がい等を有するこどもの受入調整を担当する職員の配置などに対する支援を行い、施設の人材確保及び高機能化を推進します。
職員の専門性の向上		◎	こども福祉課	児童虐待を受けたこどもの保護、養育及び自立のための支援が適切に行われるよう、児童福祉施設の職員及び関係機関職員（教職員、保育所の職員等）に対する研修の充実に努めます。
一時保護施設における家庭的で開放的な養育環境の確保		◎	こども福祉課	一時保護においても、こどもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、乳児院や児童養護施設等に一時保護専用施設の設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します。
一時保護施設における環境や体制の充実		◎	こども福祉課	こどもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の居室の個室化などに取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。また、一時保護所への心理的ケア担当職員の配置や児童相談所に配置されている保健師との連携等を進め、保護しているこどもに対して専門的ケアを行うことができる体制の充実に努めます。
一時保護施設における学習環境の保障・充実		◎	こども福祉課	こどもの安全を確保できる場合は、一時保護施設や一時保護を委託している里親家庭等から、在籍校へ通学できるよう配慮します。また、一時保護施設から通学させることができないと判断したこどもに対しては、十分な学習機会を提供できるよう、一時保護施設に学習指導員を配置し、学習環境の充実に努めます。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
③ こどもの自立支援の推進				
施設等入所児童に対する自立のための支援		◎	こども福祉課	児童養護施設等において、個々のこどもたちの状況に応じた「自立支援計画」を策定し、目標と目標達成のための道筋を描きながら、こどもが社会性を獲得し、自立できるように支援に努めます。
施設等における学習環境の充実		◎	こども福祉課	個々のこどもの学習能力に応じて、適切な学習環境の提供ができるよう、児童養護施設等における学習環境の充実を図ります。
施設等入所児童に対する進学・就職の支援		◎	こども福祉課	施設入所児童や里親委託児童の高校・大学への進学及び就職の支援を行うことで、施設等入所児童の自立を促進します。
施設退所者等への自立支援資金の貸付		◎	こども福祉課	児童養護施設退所者等に対して、生活費や資格取得費などの貸付けを行うことで、円滑な自立につながるよう支援します。
児童自立生活援助事業の推進		◎	こども福祉課	施設等を退所し、就職することもなどに対して、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行う児童自立生活援助事業を推進します。
自立支援担当職員の配置		◎	こども福祉課	各児童養護施設に自立支援担当職員の配置を進めることにより、自立支援に必要とするスキルの蓄積や自立したこどもの実態把握、児童相談所やアフターケア機関との連携・情報共有など、施設における自立支援機能の充実を図ります。
社会的養護自立支援拠点の設置		◎	こども福祉課	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。
身元保証人の確保の推進		◎	こども福祉課	児童養護施設長等が、施設入所中または退所した児童等の就職・住宅賃借のための保証人となった場合、損害賠償や債務弁済の義務が生じた際に一定額を支払う保険に加入し、県と国が保険料を負担します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
3 貧困の状況にあるこどもへの支援				
① こどもの教育に関する支援				
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業		◎	義務教育課	市町村に対し、スクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の補助を行うとともに、教員以外の専門スタッフを配置・派遣して不登校など教育課題解決のための支援体制の整備を推進します。
高校生みらい支援事業		◎	高校教育課	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等の高校生に対して、進学や就職の支援を行います。
生活困窮世帯の子どもの進学支援		◎	こども未来課	生活困窮世帯のこども（中学2年生～高校3年生）及びその保護者を対象に、大学等への進学に向けた相談支援を家庭訪問やオンライン等で行うとともに、こどもの進学実現に資すると認められる場合は教材等を提供します。
要保護児童生徒援助費補助金		◎	義務教育課	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村（学校組合）に対し、国がその経費の一部を補助します。
福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（医療費）		◎	体育スポーツ健康課	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病治療のための医療に要する費用を援助します。
定時制及び通信制課程修学奨励事業		◎	高校教育課	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。
進学準備給付金		◎	保護・援護課	生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学に係る費用を支給します。
夜間中学の設置促進に係る指導助言		◎	義務教育課	国の方針を踏まえながら、設置意向のある市町村に対して指導・助言を行います。
福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（学校給食費）		◎	体育スポーツ健康課	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校給食法第11条第2項に規定する経費を援助します。
福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助		◎	体育スポーツ健康課	県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒に対して、夜食費の一部を補助します。
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援		◎	こども未来課	生活困窮世帯のこども（小中学生）を対象に、大学生、教員08などのボランティアが、町村の施設において、学習支援及び生活習慣改善支援等を実施します。
② こどもの生活の安定のための支援				
家計改善支援事業		◎	保護・援護課	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援します。
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援	●		こども未来課	生活困窮世帯のこども（小中学生）を対象に、大学生、教員08などのボランティアが、町村の施設において、学習支援及び生活習慣改善支援等を実施します。
子ども支援オフィスの運営		◎	こども未来課	経済的に困窮している子育て世帯に対する電話や来所による相談受付のほか、訪問相談支援を行い、貧困状態からの脱却と貧困の連鎖防止を図ります。
子どもへの食品提供		◎	こども未来課	学習支援事業等を実施する団体が、企業から無償提供された食品等を、団体が運営する学習支援事業等に参加することもたちに提供します。
食品ロス削減の推進		◎	循環型社会推進課	食品ロス削減のために食品関連企業等から福祉施設等へ無償で食品を提供するフードバンク活動の普及・促進を図ります。
自立相談支援事業		◎	保護・援護課	生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の策定などの支援を行います。
③ 保護者の就労支援				
生活困窮者就労準備支援事業		◎	保護・援護課	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行います。
被保護者就労支援事業		◎	保護・援護課	民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進します。
就労自立給付金		◎	保護・援護課	安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。
④ 経済的支援				
生活福祉資金の貸付		◎	保護・援護課	生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、生活福祉資金の貸付を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
4 ひとり親家庭への支援				
① 生活と子育ての支援				
保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進		◎	子育て支援課、こども未来課	市町村におけるひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。
県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居		◎	県営住宅課	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。
母子・父子自立支援員による相談、情報提供		◎	こども未来課	保健福祉(環境)事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対応します。
母子生活支援施設への入所		◎	こども福祉課	保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立とこどもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行います。
ひとり親家庭等への入所による生活支援		◎	こども未来課	生活上の悩みを持つ母子家庭に対し、施設の利用による子育て、生活一般に関する相談支援を行います。
母子・父子福祉団体に対する支援		◎	こども未来課	地域において相談事業や情報提供等を行う母子・父子福祉団体の活動に対する支援を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図ります。
ひとり親家庭のための学習支援ボランティア		◎	こども未来課	ひとり親家庭の児童を対象に大学生等のボランティアを派遣し、児童の学習支援を行うとともに、児童の進学相談等を行います。
日常生活の支援		◎	こども未来課	ひとり親家庭の親等が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などの支援が必要ときに、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進します。
② 就業支援				
ひとり親の資格取得に関する給付金		◎	こども未来課	ひとり親家庭の親に対して、対象講座の受講費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行います。
修業中のひとり親への受講費・就職準備金・住宅費の貸付		◎	こども未来課	①高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。 ②母子・父子自立支援プログラム策定者を対象に、住居費の貸付を行います。
ひとり親サポートセンター		◎	こども未来課	ひとり親家庭の親及び寡婦・離婚を考えている方を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行います。
③ 養育費の確保支援				
養育費確保の支援		◎	こども未来課	ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親サポートセンターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施します。ひとり親サポートセンターへの来所が困難な方に対しては、弁護士による無料電話相談の開催や、県内17か所ある法律相談センターにおいて1時間無料で相談できるクーポンを発行します。
公正証書等作成費用の支援		◎	こども未来課	公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図ります。
④ 経済的支援				
児童扶養手当		◎	こども未来課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費支給制度		◎	こども未来課	ひとり親家庭の親及びその子、父母のない子の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
母子父子寡婦福祉資金の貸付		◎	こども未来課	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
5 障がいのある子どもへの支援				
① 障がいのある子どもの育成				
新生児聴覚検査の体制整備		◎	子育て支援課	「福岡県乳幼児聴覚支援センター」および「新生児聴覚検査体制整備検討会議」を設置し、先天性聴覚障害の早期発見・早期療育体制整備を図ります。
障がい児保育等受入体制支援	●		子育て支援課	障がい児等の保育所における円滑な受入れをすすめるため、障がい児保育等に係る標準モデルや事例を示すとともに、障がい児保育に係る専門研修を実施するなど、受入体制の構築に係る支援を実施します。
福祉のまちづくり	●		障がい福祉課	福祉のまちづくりに関する普及・啓発を行います。「ふくおか・まごころ駐車場」制度の運用を行います。
障がい児の医療費等に係る自己負担額の軽減		◎	障がい福祉課	障がい児の医療費や、日常生活を送るのに必要な用具等の購入費の自己負担額の一部を公費で負担します。
障がい児等療育支援の推進		◎	障がい福祉課	在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設の有する療育支援機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県全体の療育相談事業の充実を図ります。
障がい児通所支援事業等の充実		◎	障がい福祉課	日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得や生活能力向上のための訓練、集団生活に適應することができるための必要な支援を行う障がい児通所支援事業所（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）や、支援内容の充実を図ります。その中で、重症心身障がい児を支援する事業所の確保にも努めます。
障がい児相談支援事業者の質の向上		◎	障がい福祉課	障がい児通所支援等（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に対し、適切に障がい児支援利用計画を作成できるように、相談支援専門員に対する研修を実施し、相談支援専門員の養成・確保及び質の向上を図ります。
医療的ケア児支援の推進		◎	障がい福祉課	医療的ケア児に関する専門的な支援を行う拠点として医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談対応や研修会を実施するとともに、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図り、身近な地域で家族のレスパイトケアや、医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材や医療的ケア児等コーディネーターを養成します。
障害児福祉手当		◎	障がい福祉課	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障がいのある人の福祉の向上を図ります。
福岡県障がい者スポーツ大会		◎	スポーツ振興課	従前、「身体障がい者体育大会」と「ときめきスポーツ大会」として実施していた2大会を統一大会とし、「福岡県障がい者スポーツ大会」として、障がいの種別を超えた県内最大級の大会として実施します。
福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業		◎	スポーツ振興課	パラスポーツに対する優れた素質や潜在的な能力を持つものを発掘・育成する仕組みを構築します。
聴覚障がい児家族支援事業		◎	障がい福祉課	乳幼児期から手話を学び、手話を使用しやすい環境を整備することを目的として、きこえない・きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話を学ぶ親子手話教室等を開催します。
障がい者文化芸術活動推進事業		◎	文化振興課	「ふくおか県障がい児者美術展」の開催をはじめ、市町村とも連携し、障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。
障がい者博物館体験促進事業		◎	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	障がいのある方が、文化財を十分に鑑賞し博物館を一層楽しめるよう、環境を整備し、主に聴覚・視覚障がいのある方向けのイベントを行います。
心身障がい児療育キャンプ等事業		◎	障がい福祉課	心身障がい児等が参加する各種療育キャンプや、専門医トレーナーによる早期訓練を実施します。
発達障がい者支援センターによる支援の推進		◎	障がい福祉課	発達障がいに関する専門的な支援を行う拠点として、発達障がい者支援センターを北九州・福岡・筑豊・筑後の県内4地域に設置し、他の関係機関と連携を図りながら、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談対応、保護者や地域の支援者に向けた発達障がいに関する知識を学べる研修を開催を通じて支援を実施します。
障がいのある方の就職に向けた訓練		◎	職業能力開発課	障がいのある方が働くために必要な技能を習得するための職業訓練を実施します。
特別児童扶養手当		◎	こども未来課	児童の福祉の増進を図るため、精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。
医療的ケア児保育受入体制支援	●		子育て支援課	看護師等を配置する経費に対する助成や、医療的ケア児の保育に係る研修を実施することにより、医療的ケア児の保育受入体制構築のための支援を行います。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
② 特別支援教育推進体制の整備				
県立特別支援学校生徒希望進路実現支援事業		◎	特別支援教育課	生徒や保護者を対象としたセミナーやガイダンスを実施し、就職への意識向上を図り、就職支援サポーターを配置し、企業訪問による就職先の新規開拓や職場定着のためのアフターケア等を実施することで、生徒の希望進路の実現を目指す。
発達障がい児等教育継続支援事業		◎	特別支援教育課	発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した教育的支援を受けられるよう外部専門家による巡回相談や個別の指導計画及び個別の教育支援計画の活用促進等を実施します。
県立学校等医療的ケア体制整備事業		◎	特別支援教育課	医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する県立学校に看護職員を配置するとともに、研修等による市町村（教育委員会及び学校）への支援や医療的ケアガイドラインの周知を通して、医療的ケアが必要な児童生徒等が、安全に教育を受けられる環境を整備します。
特別支援教育就学奨励費負担金・補助金		◎	特別支援教育課	特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき就学を促進することを目的とし、教科用図書購入費、修学旅行費、交通費、寄宿舎居住費、修学旅行費、学用品購入費を支弁します。
ＩＣＴを活用した教育推進事業	●		高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	これまでの教育実践とＩＣＴを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、ＩＣＴを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行います。
自立と社会参加に向けた体験学習推進事業	●		特別支援教育課	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深めます。
特別支援学校等芸術鑑賞機会の提供		◎	社会教育課	県内の公立特別支援学校に劇団や室内楽団等公演団体を派遣し、公演を行います。
高等学校インクルーシブ教育システム構築支援事業		◎	特別支援教育課	県立高校等に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対し、介助及び学習支援を行います。
高等学校等通級指導推進事業		◎	特別支援教育課	発達障がい等困難のある生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、通級指導教員を配置し適切な指導や支援を行います。
障がい児理解啓発推進事業		◎	特別支援教育課	特別支援学校における交流及び共同学習を実施します。
特別支援学校専門スタッフ強化事業		◎	特別支援教育課	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中・高等学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図ります。
障がい者就業・生活支援事業		◎	就業支援課	障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置して、就職や職場への定着が困難な障がいのある人及び就業経験のない障がいのある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行います。 また、特別支援学校生徒を対象とした就職準備講座や技能見学会等による就職支援を行います。
特別支援学校設備充実事業		◎	特別支援教育課	県立特別支援学校に、児童生徒の障がいの特性に応じたＩＣＴ機器を配備します。また、視覚特別支援学校における点字情報ネットワークシステム等の充実を図ります。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進				
① いじめの防止				
いじめ解消支援事業		◎	こども未来課	いじめの相談窓口「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、学校外の立場で、いじめに悩むこどもや保護者を支援します。
スクールサポーター制度		●	少年課	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。
いじめ・不登校総合対策事業		◎	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図ります。
② 不登校等に対する取組の推進				
学びの多様化推進費		◎	高校教育課	不登校経験のある生徒や不登校状態にある生徒が学びやすい環境を整備するため、博多青松高校通信制教育を各地区の協力校で実施するとともに、不登校生徒等の実態に配慮した学びの多様化学校の設置準備を進めます。
早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実		◎	義務教育課	小学校段階における不登校対策の充実を図るため、学習支援・教育相談・校内連携を行う不登校児童支援員の配置を支援します。
子どもの社会的自立に向けた居場所づくり		◎	社会教育課	不登校児童生徒が、豊かな自然環境の中でのびのびと過ごすことができる場所を整備し、子どもたちの社会的自立につなげるための支援に取り組みます。
フリースクール支援事業		◎	私学振興課	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行います。
不登校・ひきこもりサポートセンター事業		◎	青少年政策課	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。
学習支援センター支援事業		◎	私学振興課	高校の不登校・中途退学対策として、学業不振や学校不適應に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成します。
いじめ・不登校総合対策事業		●	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図ります。
③ ひきこもり等に対する取組の推進				
ひきこもり対策推進事業		◎	こころの健康づくり推進室	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。
不登校・ひきこもりサポートセンター事業		●	青少年政策課	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。
④ 自殺対策				
自殺対策事業		◎	こころの健康づくり推進室	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動や24時間365日の相談窓口の設置等により、自殺防止を図ります。 また、自殺未遂者の再企画を防ぐため、未遂に至った要因分析やその解決に向けた支援機関との連携など、自殺未遂者支援事業を実施します。
自殺予防SNS相談事業		◎	こころの健康づくり推進室	若年層及び女性の自殺者数の増加を抑制するため、自殺予防SNS相談を実施します。
メタバースを活用した居場所づくり事業		●	こころの健康づくり推進室	インターネット上にメタバースを活用した居場所「おいでよ きもちかたりあう広場」を設置し、孤独・孤立の気持ちを抱える若年層を対象としたレクリエーション等を実施します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援				
① ヤングケアラーへの支援				
ヤングケアラーへの支援		◎	こども未来課	家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村の要保護児童対策地域協議会などの理解を深めるとともに、そこで把握した支援が必要な子どもを着実に福祉施策につなげます。
子育て世帯の支援	●		こども未来課	市町村が実施する子育て世帯等を対象とした訪問家事、育児支援に対して助成を行います。
② 性的マイノリティのこどもへの支援				
あすばる相談支援事業	●		男女共同参画推進課	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性、男性やLGBTの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし、労働等、広範多岐な悩みについて、電話及び面接による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。
性の多様性に関する理解促進事業		◎	人権・同和対策局調整課	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。
③ 外国人のこども等への支援				
「福岡県外国人相談センター」における相談対応（外国人材受入対策事業）		◎	国際政策課	「福岡県外国人相談センター」において、外国人子育て家庭や妊娠婦からの子育てに関する相談に多言語で対応し、相談内容に応じて適切な専門機関へつなぐとともに、市町村の保健・医療・福祉等担当窓口や医療機関、教育機関など、外国人の子どもへの支援に関係する者からの、外国人の子どもに関する相談についても、当センターにおいて通訳・相談支援を行います。
日本語教室の支援（日本語教育環境整備事業）		◎	国際政策課	在留外国人の日本語学習の場にとどまらず、地域住民との交流の場ともなる日本語教室への支援を行い、外国人の親等の居場所づくりにつなげます。
在留外国人の子どもの保育に関する対応		◎	子育て支援課	保育所等の利用を希望する在留外国人家庭を支援するため、市町村による通訳配置や多言語音声翻訳システムの導入等、多言語対応のための体制の整備を図ります。
「FUKUOKA IS OPEN センター」における相談対応（海外人材活躍推進事業）		◎	国際政策課	「FUKUOKA IS OPEN センター」において、外国人子育て家庭や妊娠婦からの子育てに関する相談に多言語で対応し、相談内容に応じて適切な専門機関へつなぐとともに、市町村の保健・医療・福祉等担当窓口や医療機関、教育機関など、外国人の子どもへの支援に関係する者からの、外国人の子どもに関する相談についても、当センターにおいて通訳・相談支援を行います。
外国人材受入対策事業		◎	国際政策課	県が設置する「福岡県外国人相談センター」と、在住外国人にとって最も身近である市町村ほか専門機関等が連携し、外国人からの相談に多言語で対応することで、外国人が安全・快適に暮らせる環境を整備します。
海外人材活躍推進事業		◎	国際政策課	県と国等の海外人材専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPENセンター」を開設し、生活や就労、在留資格等に係る相談をワンストップで対応する体制を構築します。
日本語指導が必要な生徒への支援		◎	高校教育課	日本語指導が必要な生徒の実態に応じて、学習指導やキャリア教育等に関する支援の充実を図ります。
入学者選抜帰国生徒等特例措置		◎	高校教育課	帰国生徒等について、特別学力検査などの必要な特例措置を講じることにより、適切な受入れを図ります。
帰国・外国人児童生徒への日本語指導の体制を整備		◎	義務教育課	日本語指導が必要な児童生徒の教育支援のため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、外国人の子どもの就学機会確保の必要性について、市町村教育委員会に周知を図ります。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
Ⅳ 結婚・子育ての夢や希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援				
1 次代の親の育成				
若者が結婚や子育てについて理解を深める活動の促進		◎	子ども未来課	結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、子どもが自らの将来について明確なビジョンを描けるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。
プレコンセプションケアの推進	●		子育て支援課	「福岡県プレコンセプションセンター」を設置し、思春期からの人々を対象に性と健康に関する正しい知識の発信や相談対応を行います。
2 若い世代の生活の基盤の安定への支援				
① きめ細かな就職支援				
高等技術専門学校等における職業訓練・就職支援		◎	職業能力開発課	新規学卒者や離転職者を対象に、高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校における施設内訓練や民間の教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。併せて、訓練生への就職相談や就職指導、企業とのマッチング等を行い就職を支援します。
ママと女性の就業支援センター事業		◎	就業支援課	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。
子育て中の方の就職に向けた訓練		◎	職業能力開発課	子育て中の方が受講しやすいよう託児サービス付きの職業訓練を実施するほか、短時間の訓練やe-ラーニングで学べる訓練を実施します。
若者自立相談窓口の設置	●		青少年育成課	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。
若者に対するきめ細かな就職支援		◎	就業支援課	おおむね39歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。
中高年就職支援センター事業		◎	就業支援課	おおむね40歳から64歳までの中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、中高年者の就職が多く見込まれる分野のセミナーなどを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。
非行少年等の就労支援	●		青少年育成課	非行等の問題を抱える無職少年に対し、進路相談、就労体験、就職活動、就職後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行います。
非行少年等の就労身元保証	●		青少年育成課	非行等の問題を抱える少年が、協力雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を実施します。
② 所得向上に向けた支援				
中小企業の価格転嫁の取組に対する支援		◎	中小企業振興課	中小企業の円滑な価格転嫁を進め、賃上げの原資を確保できるよう、事業者向けのセミナーや専門家派遣、県民向けの啓発活動を実施します。
地域における更なる雇用の創出		◎	技術人材育成室、新産業振興課、自動車・水素産業振興課、企業立地課	成長産業（半導体、自動車等）の拡大、企業誘致の強化を通じ、更なる雇用の創出を図ります。
若者の農林漁業への参入と定着促進		◎	経営技術支援課後継人材育成室	県内農林水産業への新規就業を希望する県内外の若者を対象に、情報発信や相談会を行うことで、農林水産業への参入を促進します。
非正規雇用労働者の正規雇用化に向けたリスキリング支援		◎	職業能力開発課	非正規雇用労働者の所得や雇用への不安を解消するため、非正規雇用労働者の正規化に向けた支援プログラムを実施します。
福岡県介護福祉士等修学資金等貸付事業		◎	高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室	介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保に資するため、介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学する者等に対し修学資金の貸付を行います。
看護職員復職研修事業		◎	医療指導課	子育て等により離職した看護職員に対し、最新の知識及び看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援します。
ふれあい看護体験事業		◎	医療指導課医師・看護職員確保対策室	高校生に、希望する病院での1日看護体験（施設見学や看護師の仕事を体験）をしてもらうことで、看護師等養成施設への進学意欲を高める機会とします。（県看護協会への補助事業）
みんなで話そう看護の出前授業事業		◎	医療指導課医師・看護職員確保対策室	看護職の仕事やいのちの大切さなどの講話を通して、いのちの尊さへの理解を深めるとともに、看護師等養成施設への進学意欲を高めます。（県看護協会への補助事業）
建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー）		◎	県土整備企画課	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
3 出会い・結婚応援の推進				
「出会い応援団体」の登録拡大		◎	こども未来課	独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」の登録拡大を図り、地域全体での結婚応援を推進します。
多様な出会いの場の提供		◎	こども未来課、政策支援課	「ふくゝこいコミュニティ」に登録した独身者に対し、AIを活用した出会いイベントを開催することでより実際に結びつきやすい取組を推進します。また、「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、県内各地域において、個別企業や様々な業界団体への働きかけ、とりわけ異業種団体間での出会いイベントのマッチングを強化することとし、地域の特性を活かした出会いの機会の拡大を図ります。
出会いから結婚へつなげるための支援		◎	こども未来課	企業・団体と連携し、独身者を対象に、コミュニケーションスキルアップ等の交際の発展をサポートするセミナーや、個別相談によるフォローアップを実施します。また、将来結婚したいとの希望を持つ、就職後間もない若い世代を対象に、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナーを開催する等の支援を実施します。
公式LINEアカウント「ふくゝこい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大		◎	こども未来課	出会いイベント情報を配信する公式LINEアカウント「ふくゝこい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大を図ります。
結婚・子育てに関する総合ポータルサイトによる情報発信		◎	子育て支援課	出会いや結婚、子育て生活等の様々な情報を発信します。
「ウェディングギフトフラワー」プレゼント		◎	園芸振興課	県の「出会い・結婚応援事業」による成婚者に対して、花のある暮らしを提案するため、フラワーベースと県産花きの定期便をプレゼント。これをきっかけに、花にあふれた新婚生活に繋がります。
4 子育て世帯の経済的負担の軽減				
① 全ての子育て家庭への経済的支援				
不妊・不育に悩む人への支援	●		子育て支援課	先進医療費、不育症検査・治療費の一部助成により、不妊・不育治療費の負担軽減を図ります。各保健福祉（環境）事務所で相談対応と流産・死産を経験した方の支援を行います。
産後ケア事業の利用促進	●		子育て支援課	市町村が実施する産後ケア事業の利用料減免に要する経費や市町村の運営費の一部を補助することで、利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。
病児保育の利用料無償化	●		子育て支援課	病児保育の利用料を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。
幼児教育・保育の無償化の実施	●		子育て支援課、私学振興課、義務教育課	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
無償化給付事業	●		私学振興課	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料及び預かり保育の利用料について、市町村が利用者に給付する費用のうち、1/4を県が負担します。また、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する低所得者等世帯に対し、副食費の実費徴収に係る費用のうち、1/3を県が負担します。
教育・保育給付費	●		子育て支援課	乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。
出産・子育て応援交付金事業	●		子育て支援課	妊婦や子育て家庭に寄り添い、面接や情報発信により必要な支援につなぐ伴走型相談支援や、出産・育児用品の購入費助成のための経費的支援を行う市町村に対して、事業費を一部補助します。
私立学校一人一台端末整備費補助金		◎	私学振興課	私立学校における一人一台端末の整備に対し助成を行います。
子ども医療費支給制度	●		こども未来課	こどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
児童手当		◎	こども未来課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童手当を支給します。
離島高校生等修学支援金		◎	高校教育課、私学振興課	離島から福岡県の県立高等学校（専攻科を除く）、私立高等学校、市（組合）立高等学校、県立中等教育学校後期課程、県立特別支援学校高等部又は市立特別支援学校高等部へ進学する生徒の通学に要する交通費及び居住費を支給することにより、離島高校生等の修学支援を図ります。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援				
小児・ＡＹＡ世代のがん患者等への妊孕性温存治療の支援	●		がん感染症疾病対策課	将来、子どもを産み育てることを望む小児・ＡＹＡ世代のがん患者等が希望を持ってがん等の治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費と温存後の生殖補助医療に係る費用の一部を助成します。
小児慢性特定疾病対策の推進	●		がん感染症疾病対策課	小児慢性特定疾病に罹患している患児に係る医療費の自己負担分（一部または全部）を助成します。
幼児教育・保育利用に要する保護者負担の軽減	●		子育て支援課、私学振興課	保護者の世帯所得の現状を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の実費について、その費用の一部を助成します。
高等学校等就学支援金		◎	財務課、私学振興課	高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う年収約590万円未満の世帯に対しては、就学支援金を加算して支給します。
高校生等奨学給付金		◎	財務課、私学振興課	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。
修学や学資の援助		◎	財務課、私学振興課	高等学校等就学支援金 高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う年収約590万円未満の世帯に対しては、就学支援金を加算して支給します。○高校生等奨学給付金 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。
障がい児の医療費等に係る自己負担額の軽減	●		障がい福祉課	障がい児の医療費や、日常生活を送るのに必要な用具等の購入費の自己負担額の一部を公費で負担します。
私立高等学校等学び直し支援金交付金		◎	財務課、私学振興課	高等学校などを中途退学した者が学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間（最長２年間）、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。
県立三大学授業料等減免事業	●		青少年政策課	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯および多子世帯の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。
私立専門学校修学支援事業		◎	私学振興課	私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成します。
（独）日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額補助		◎	高校教育課	県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と（独）日本スポーツ振興センターが助成します。
私立小中学校等授業料軽減補助金		◎	私学振興課	入学後家計が急変し、急変後の所得が一定未満相当かつ資産保有要件を満たす世帯に授業料の減免を行う学校法人に対し、授業料軽減補助金を交付します。
福岡県立学校授業料等減免事業（家計急変世帯への支援）		◎	財務課	就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に免除します。
私立高等学校等学校納付金軽減補助金		◎	私学振興課	生活保護世帯等に対して学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付します。
福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助	●		体育スポーツ健康課	県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒に対して、夜食費の一部を補助します。
児童扶養手当	●		こども未来課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費支給制度	●		こども未来課	ひとり親家庭の親及びその子、父母のない子の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	●		こども未来課	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。
私立専門学校授業料等減免補助金		◎	私学振興課	学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、私立専門学校が行う住民税非課税世帯等の生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行います。
高等学校等奨学金助成事業		◎	社会教育課	経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する福岡県教育文化奨学財団に助成を行います。
高等学校等専攻科修学支援金		◎	財務課、私学振興課	低所得者等の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等の専攻科に通う生徒に対し、高等学校等専攻科修学支援金を支給します。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり				
① 働きながら子育てできる環境づくり				
子育て応援宣言企業の登録推進		◎	労働政策課	従業員の仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進するため、企業の経営者が両立支援の取組を宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度について推進します。
中小企業従業員生活資金等貸付制度		◎	労働政策課	中小企業に勤める労働者の方で、出産・育児にかかわる休暇等により家計所得が減少された方に対し、出産・育児のために生ずる生計上必要な資金を低利・無担保で貸し付け、生活の安定を支援します。
男性の育児休業の取得促進		◎	労働政策課	男性の育児休業取得・育児参加の促進など、企業における仕事と家庭の両立支援の取組を促進します。
② 働き方改革の推進				
育児中の柔軟な働き方支援		◎	労働政策課	男女がともに望むキャリア形成を可能とする育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入を支援し、男女がともに仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりを推進します。
企業における働き方改革の推進		◎	労働政策課	働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの取れた魅力ある職場の構築など、企業の働き方改革を支援します。
魅力ある職場づくりに向けた相談支援強化		◎	労働政策課	県内企業が働き方改革に取り組むインセンティブとなる「雇用関係助成金」を活用できる環境を整え、県内企業が単なる法令順守にとどまらない働き方改革に取り組むきっかけをつくります。
働き方改革地域実践事業		◎	労働政策課	魅力ある職場づくりの実践に向けて、県内4地域で、職場内でのコミュニケーションの活性化も含め働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供します。
働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の登録促進		◎	労働政策課	「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」への新規登録促進を図るとともに、登録企業に対して適切な支援機関やメニューを紹介する等、働き方改革の実行へつなげるフォローアップを実施します。
③ 職場・家庭における男女共同参画の推進				
ママと女性の就業支援センター事業	●		就業支援課	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。
男性の家事・育児への参画促進		◎	男女共同参画推進課、こども未来課	男性が主体的に家事・子育てに関わることができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、企業や家庭に対し、男性が家事・子育てに関わることの大切さや意義等について啓発します。また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。
男女共同参画表彰		◎	男女共同参画推進課	福岡県男女共同参画の日（11月第4土曜日）に、男女共同参画の推進に著しい功績があり、他の模範と認められる取組を行っている企業、団体、県民を表彰し、優れた実践事例を広く紹介します。
トップリーダーへの啓発		◎	男女共同参画推進課	地域団体や教育団体のトップが集まる会議・研修会等へ、講師を派遣し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。
働く場における女性の活躍推進		◎	女性活躍推進課	女性の活躍を推進するため、男女がともに働きやすく、仕事と家庭の両立ができる職場づくりに向けて、専門家の派遣や県内企業の取組事例の発信等を実施し、企業の取組を支援します。
女性活躍のための企業人材育成研修		◎	女性活躍推進課	将来の女性役員登用につながる管理職層の女性人材を育成するため、階層別の女性人材育成研修を実施するとともに、経営層や人事担当者向けの研修を実施します。
IT分野における女性人材育成・IT活用による女性活躍の推進		◎	女性活躍推進課	女性がIT技術者として活躍できるよう、「研修」、「就職支援」、「就業継続、キャリアアップ支援」を実施します。あわせて女性IT技術者を雇用する企業に対し、業務のデジタル化や就業環境の整備等を支援します。
女性人材育成のためのネットワーク形成（福岡キャリア・カフェ）		◎	女性活躍推進課	働く場における女性の活躍を推進するため、将来の目標・模範となるロールモデルを交えた働く女性のネットワークを形成し、所属する企業等の垣根を越えて、対話や交流ができる関係づくりを行います。
未来の女性医師発掘事業		◎	医療指導課医師・看護職員確保対策室	県内高等学校に女性医師を講師として派遣する出前講座の実施や女子高校生が女性医師と交流できる機会を提供することで、女子高校生の医学部への進学意欲を高め、将来の女性医師を増やし、医療施設における医師の確保を図ります。
福岡県ジェンダー平等フォーラム		◎	男女共同参画推進課	男女共同参画社会の実現に向け、県民がジェンダー平等について考え、理解を深める「福岡県ジェンダー平等フォーラム」を開催します。
男女共同参画センター情報・調査事業（情報誌の発行）		◎	男女共同参画推進課	男女共同参画に関する情報及び啓発記事等を掲載する情報誌を発行し、大学等に提供します。
建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー）	●		県土整備企画課	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり				
① 地域全体でこどもを育てる取組の促進				
「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン		◎	子育て支援課	「家族の日」（11月第3日曜日）がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。
子育てに関する知識の普及啓発		◎	子育て支援課	こどもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健診等で保護者に配布。家庭での育児や保健師の育児支援に活用してもらいます。
地域子育て支援拠点事業		◎	子育て支援課	地域で子育て親子の交流等を促進する拠点の設置・運営・整備を支援することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。
ファミリー・サポート・センター		◎	子育て支援課	児童の預かり援助を受けたい者と提供したい者との相互援助活動に関する連絡調整等を行うファミリー・サポート・センター事業について、市町村に事業説明や事例紹介等を行うことで、設置促進に努めます。
子育て短期支援事業		◎	子育て支援課	児童福祉施設等において、児童の一時的な養護・保護を行うとともに、夜間または休日に生活指導や食事の提供などを行います。
利用者支援事業		◎	子育て支援課	市町村において、妊産婦や子育て家庭が、保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を切れ目なく行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働づくり等を実施するために要する費用を補助します。
「子育て応援の店」推進事業		◎	子育て支援課	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図ります。
親子関係形成支援事業		◎	子育て支援課	子どもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりを構築します。
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との連携強化		◎	子育て支援課、私学振興課、義務教育課	幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方について情報提供を行うなど、幼保小の関係者の連携を促進します。
病児保育の利用料無償化		◎	子育て支援課	病児保育の利用料を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。
児童館・児童センター		◎	子育て支援課	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童館を整備する市町村等を支援します。
地域学校協働活動の推進		◎	社会教育課	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるとともに、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保します。また、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。
子育て支援員の養成		◎	子育て支援課	幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。
民生委員・児童委員のなり手確保対策費		◎	福祉総務課	民生委員・児童委員のなり手確保を推進するため、福祉団体等の会合への広報啓発員派遣や広報啓発チラシの配布を行うとともに、啓発マンガ及び動画を広報ツールとして活用することにより、民生委員・児童委員に対する理解の促進を図ります。
高齢者による子育て支援の促進		◎	子育て支援課	豊かな知識や経験を持つ高齢者を対象に、子育て支援に関する認定研修を実施し、地域の子育て支援現場での活躍促進を図ります。
日常的にスポーツ活動が行える施設の確保と学校施設の有効活用		◎	体育スポーツ健康課	県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放することで、日常的に地域で利用できる施設の確保に努めます。
地域における子どもの体験活動の支援	●		社会教育課	子どもの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動の推進や、家庭・地域の教育力の向上を図る地域活動指導員を設置する市町村を支援します。
医療的ケア児支援の推進	●		障がい福祉課	医療的ケア児に関する専門的な支援を行う拠点として医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談対応や研修会を実施するとともに、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図り、身近な地域で家族のレスパイトケアや、医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材や医療的ケア児等コーディネーターを養成します。
子育て世帯の支援		◎	こども未来課	市町村が実施する子育て世帯等を対象とした訪問家事、育児支援に対して助成を行います。
家庭教育・子育て支援に関するフォーラムの開催		◎	社会教育課	子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、子育てに関する学習機会や情報を提供する「子ども育成支援フォーラム」を開催し、関係者同士のネットワークを広げ、その活性化を図ります。
ふくおか教育月間の推進		◎	総務企画課	11月の「ふくおか教育月間」に、教育をテーマとした県教育委員会主催のイベントを開催するとともに、広報活動を実施します。また、市町村教育委員会や関係団体と連携し、期間内に関連事業を推進するなど、県内全体で教育の充実・発展に取り組む気運の醸成を図ります。
県立高校地域連携構築事業		◎	高校教育課 社会教育課	県立高等学校にコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動推進本部を導入・整備し、地域と連携した教育活動を推進します。
部活動改革推進事業		◎	体育スポーツ健康課	公立中学校における休日の部活動の地域移行等を推進するため、地域移行に向けた実証事業等を実施します。
青少年教育事業及び社会教育関係団体育成		◎	社会教育課	県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト福岡県連盟、県PTA連合会等、青少年の健全育成活動を行う団体に対しての活動支援を行います。
青少年教育指導者研修事業（社会教育指導者等研修事業）		◎	社会教育課	地域での少年団体活動の充実や指導者の育成・確保が求められている中、子ども会活動等少年団体を育成・援助する指導者を対象にオビニオンリーダーを発掘・養成し、その資質向上を図ります。

施策・事業名	再掲	主項目	担当課	事業概要
② 家庭教育支援の充実				
子育てに関する知識の普及啓発	●		子育て支援課	こどもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健診等で保護者に配布。家庭での育児や保健師の育児支援に活用してもらいます。
家庭と連携した食育	●		体育スポーツ健康課	関係団体と連携したPTA学校給食教室や学校給食フェアの実施、朝食を食べる習慣の定着を促す取組み等、家庭と連携した食育の推進を図ります。
家庭教育に関する相談・情報提供		◎	社会教育課	保護者等を対象に家庭教育・子育て全般にわたる相談に応じる家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。また、メール相談も実施しています。
家庭教育に関する支援		◎	社会教育課	家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組等を通して、学力向上の基盤となる子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着させ、家庭の教育力の向上を図ります。
社会教育関係団体への助成		◎	社会教育課	公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体を支援することにより、生涯学習・社会教育のより一層の振興を図ります。
基本的な生活習慣習得事業		◎	子育て支援課	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組を推進します。
③ 子育てしやすい住環境づくり				
バリアフリー化の促進		◎	住宅計画課	本県独自のモデル住宅「生涯あんしん住宅」の活用による「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等の乳幼児や妊産婦に配慮した住宅のバリアフリー化の普及促進に努めます。
子育て支援型改善事業		◎	県営住宅課	県営住宅の建替時に子育て世帯のライフスタイルに合った整備を進めています。既存団地においても、子育て世帯が安心して子どもを育てることができる住環境を確保することを目的として、既存住戸をリフォームすることにより子育て世帯の支援に取り組みます。
県民ニーズを踏まえた子育てしやすい既存住宅の取得支援		◎	住宅計画課	若年世帯・子育て世帯が中古住宅の売買時に行う建物状況調査（住まいの健康診断）の実施や、購入した中古住宅や同居する親世帯の持家に対する必要なリノベーション工事の支援に取り組みます。
県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居	●		県営住宅課	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て（連番）、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。
住居確保給付金事業		◎	保護・援護課	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。
県営住宅の家賃負担の軽減		◎	県営住宅課	県営住宅の家賃負担を軽減します。
住宅情報提供推進事業		◎	住宅計画課	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行うとともに、住宅に関する相談を実施します。
一時的住居の提供事業		◎	保護・援護課	住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して一時的な住居を提供します。